

倉敷の大原家

——戦前の労農階級と「市民社会」からの考察（下）——

生田 頼孝

「倉敷の大原家－戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（上）」では、末尾でも述べたように、「主として、戦前日本の労資関係並びに倉敷紡績の労資関係について考察」し、孫三郎に関する資本家としての側面を考察した。第1章の先行研究でも論じたように、孫三郎には資本家としての側面のみならず、大地主としての側面もある。下巻にあたる本論文では、後者の側面の他、前者との関係、並びに、それらに対する「市民社会」との関係等を論じたい。

第6章 倉敷とその周辺での農民運動

第1節 日本農民組合の結成

本論文の「上」でも論じたように、労働者のみならず、農民に対しても労資協調主義の傾向があった孫三郎によって唱えられた小作料金納論等は、「県下の地主たちに衝撃をあたえないではいなかった。おとなしい小作人と、高額小作料の上に安眠していた地主たちは、『大原は紡績の経営で、しっかりした経済の土台をもっている。そこで道楽半分、小作人をそそのかされては、たまったものではない』と非難したそうだ」¹⁾。

以上は、青地農氏の論文からの引用であるが、孫三郎が小作料金納論を唱えたのは、1913年（大正2年）、三重県で行われた地主懇談会においてであった。また、1920年（大正9年）にも、金納論を唱え、「物納は地主を利するが、小作者には利さない」と論じている²⁾。

大正年間に労働運動が盛り上がったことは既に述べたが、この時期は農民運動が盛り上がった時期でもあった。第5章第3節で述べた賀川豊彦等によって、1922年4月、神戸にて日本農民組合が結成されたのである³⁾。日本農民組合は、「創立宣言」において、暴力を否定しつつも、「我等は思想の自由と社会公益の大道にしたがい、真理を愛し、妥協なき解放を期さねばならぬ。即ち、我等は唯農民の団結による合理的生産を組合により、資本家に対抗するより外に道をもたないのである」と宣言していた⁴⁾。さらに、「主張」においては、耕地の社会化、全国的農民組合の確立、普通選挙、治安警察法の改正、農民学校の普及等が並ぶ⁵⁾。

当時、日本の農民にとって、最大の問題は、土地の所有関係とそれに関する問題であった。故に、農民組合運動は、出発時から、「小作料低減、耕作権確立をめぐって展開された」⁶⁾。当時、小作農民は高額小作料を不合理と考えていなかった。凶作の時のみ、小作料減免を地主に懇願していたが、日本農民組合は、高額の小作料自体が問題であるとし、永久引き下げの要求をなすに至った⁷⁾。

日本農民組合は結成後、小作争議を行ったが、岡山は兵庫、大阪と並んで、その中心地であった⁸⁾。同年8月に大阪府下において、組合は理事会を開いた。

第2節 自作農創出に反対した日本農民組合

この理事会開催の時点で、岡山には20の支部が作られ、群馬の38支部に次ぐ支部数となっていた。理事会では、いくつかの議事が議論されたが、地主-小作人は利害が相反しているので、農民を利する事業以外には、地主とは共同しないことを決定した他、「地主の土地分譲について、地主が年賦償還等の方法で土地を小作人に分譲し、また解放するものがある、これに組合は自作農制定が理想であるが、不可能であるから、土地を産業組合、部落有制度にする。……そして土地を社会化することができる。故に問題あるたびに本部が出張、調査、研究に決定」した⁹⁾。以上から、地主-小作人の協調、並びに土地の有償分譲を主張する孫三郎と日本農民組合の主張の相違が見て取れる。日本農民組合は、なぜ、「自作農制定が理想であるが、不可能である」としたのか。

賀川豊彦は、1924年、新潟県で講演している。日本では、世界の5分の1の面積の植民地を有する英国よりも、狭い耕地で、550万戸が生活せねばならない。農村の荒廃には歯止めをかけなくてはならず、農民が30年、或は50年、一地方で安定して耕作できる方法が必要であるとした。「政府に於ては自作農制定に二百万円の基金を年々支出すると言っているが、これ位の金では五百年かかっても、日本の小作人を救う事はできぬ。即ち団体耕作の工風を考えて、今日のような孤立的自作制度を廃し、産業組合を基準とせる団体耕作に移ってゆかねばならぬと思う。……農村問題を解決するには、資本家は低利で土地を組合に供し、小作人は労力出資者としてその団体に加わる、かくして永久的に小作争議は消滅する。若しもこの上に土地が国有になって政府がすべての自治体に貸し下がる様な工風が出来れば、我国の如く狭隘なる地域に於ても、農村問題の解決は、比較的容易であろうと私は考える」と述べた¹⁰⁾。

以上から、賀川豊彦等は、ある種の農地の共有制度を主張していたことが窺える。それを農民の団結で支えようということではないか。例えば、資本家、地主に低利で耕地を提供させようとしても、農民が個々に孤立しては、土地提供者である地主が小作料を値上げしようとした際、地主に有利な形で小作料が値上げされてしまう可能性もあるが、農民が団結し、例えば、同盟不耕すれば、地主は小作料値上げや農民からの土地没収等をできなくなるであろう。これらの理由故に、「自作農制定が理想であるが、不可能である」としたのではないか。日本農民組合としては、地主の利害による農民の分断を恐れたのであろう。現に、日本農民組合の全国的組織化に伴って、争議の積極化、深刻化が進行した。「1922年以来注目すべきは、土地の不耕作同盟乃至返還同盟という消極的態度で地主を強迫し、その要求を貫徹せんとしたのであったが、いまや、小作料の不納同盟という積極的態度をとり初めたということは特筆されねばならない。……これらの闘争は、単に自然発生的になされたもののみではない。生産費の調査、要求額の決定、要求の方法、その開始と結末についての準備が行われる。小作料の不納同盟、個人交渉の排除、小作料の共同保管、小作米の示威的競売行われ、地主の積極的攻勢—耕地の奪還に対しては共同耕作、立毛共同刈取等々が行われ、地主の常套的対抗である法廷においては弁護士と共に戦った」という状態であった¹¹⁾。又、自作農創出については、日本農民組合は「自作農制定が地主や資本家のみの利益で、小作人にとっては却って不利益、且つ束縛されるのみであること等につき宣伝、教育すること」として、自作農創出に対し、反対の姿勢を示している¹²⁾。

日本農民組合は、岡山県でも、「藤田農場」の争議(1921年12月-28年夏)を支援する等、積極的な動きを示していた¹³⁾。日本農民組合が活動していた1920年代は、男子普通選挙制が成立する等、戦前の日本政治の転換期でもあった。

第3節 普選実施による無産政党の動き

1925年、加藤高明内閣の下、25歳以上の男子すべてに選挙権を与える男子普通選挙制（衆議院議員選挙法）が成立し、1926年には、地方選挙も男子普通選挙制に改められた¹⁴⁾。

男子普通選挙制の成立は、無産政党を結成しようという機運を高めた。この時、無産政党結成の主導権を握っていたのが日本農民組合であった。労働運動の側では、本論文「上」の第4章第3節で述べたように、男子普通選挙制成立の同年、総同盟と日本共産党の影響を受けた評議会の二者の分裂と対立によって、主導権が握れなかったためであった。同年12月、農民労働党が結成されたものの、「共産主義の実行を企図」したとして、即日禁止となったため、翌26年3月、労働農民党が、評議会等の勢力を除外した上で結成された¹⁵⁾。賀川豊彦は同党の執行委員となり、無産政党運動に大きな運動を示した。安部磯雄と共に、労働農民党の活動を行なう彼は、「暴力主義」と「無産専制」に反対し、「議会政策に沿って進むという希望を持って」、労働農民党を結成したと論じている。さらに、衆議院総選挙に向けた各地での労働農民党支部の結成（50名以上）を呼びかけ、又、労働農民党は「労働者だけの専有物」ではないとした上で、「労働階級を解放したいと思う方は、中産階級でも、学生でも、凡そ選挙投票権を持ってられる方は誰でも加入して頂きたいのです。堅実なる中産階級の諸君が、進んで労働農民党を援助して下さる事を私は心から望んで居ります」と述べている¹⁶⁾。7月18日には、岡山にも支部ができている¹⁷⁾。

しかし、左派排除の動きに対して、左派の側からは反発があった。『無産者新聞』は賀川豊彦が反共を主張し、反対すべき共産主義を、①無産者専制、②言論の自由の暴力による拘束、③少数意見軽視、④議会政策の無視と定義した、と報じている。これに関し、『無産者新聞』の記事は、「我が博愛家賀川君は、この際、ブルジョアが如何に独裁政治を行なっているか、官憲や反動や右翼が如何に暴力によって言論圧迫をやっているかを寛大に見過ごして、少数意見で多数意見を蹂躪することを主張し、議会に絶対信頼することを強制している」と批判している。又、同記事は労働農民党結成から評議会等の排斥が決定したことも報じている¹⁸⁾。

評議会やその背後にある日本共産党の思想的基礎と言うべきマルクス＝レーニン主義とは如何なる思想か。この思想の中心は、民衆の自主管理の主張であり、例えば、マルクスは、パリ＝コミューン（1871年）¹⁹⁾を評して、以下のように書く。

「コミューンは、市内各区における普通選挙によって選出され、有責であって短期に解任され得る市会議員から形成された。その議員の多数は、勢い、労働者、乃至は労働者階級の公認代表者であった。コミューンは、代議体ではなく、執行権であって同時に立法権を兼ねた、行動体であった。警察は依然として中央政府の手先であるかわりに、ただちにその政治的屬性を剥奪され、そして責任をおいいつでも解任され得るコミューンの手先となった。行政府の他のあらゆる部門の官吏も、そうであった。コミューン議員以下、公務は労働者賃金において執行されねばならなかった。国家の高位顕官たちの既得利権と交際費とは、高位顕官たちそのものとともに姿を消した。公職は、中央政府の手先どもの私有財産たることをやめた」²⁰⁾。

この議論は、「上」（国家権力）が「下」（民衆）を支配し、官僚をその奉仕者とする体制を逆転させ、官僚を民衆の代表者兼奉仕者にするものであった。

マルクスの理論を研究したレーニンは、「マルクスがほかならぬコミューンの実例によってあきらかにしたように、社会主義のもとでは、選挙制のほかに、さらに随時の解任制を実施し、さらにまた俸給を労働者の平均水準にひき下げ、さらにまた議会的な制度を『同時に執行府でもあり立法

府でもある行動的な団体』でおきかえるにつれて、役員は『官僚』や『官吏』であることをやめるのである」と論じている²¹⁾。

さらに、レーニンによれば、「国家は特殊な権力組織であり、ある階級を抑圧するための暴力組織である。では、いかなる階級をプロレタリアートは抑圧しなければならないか？いうまでもなく、搾取階級すなわちブルジョアジーだけである。勤労者には、搾取者の反抗を抑圧するためだけ国家が必要なのだ」²²⁾。これまでのブハーリンの記述等を加味して、換言すれば、これは労農同盟による階級独裁ということであろう。レーニンも、「共産主義への前進はプロレタリアートの独裁を通じてすすむのであって、それ以外のすすみ方はありえない」と論じている²³⁾。そして、この国家を、前衛政党たる共産党が指導するという構図なのである。

また、レーニンは「ブルジョア国家がプロレタリア国家（プロレタリアートの独裁）と『死滅』の道を通じて交替することは不可能であり、それは通常、暴力革命によってのみ可能である」²⁴⁾と述べる。この他にも、レーニンによれば、「人民の巨大な多数者のための民主主義と、搾取者、人民の抑圧者の力による抑圧、すなわち民主主義からの除外—これが資本主義から共産主義に移行するさいに民主主義のこうむる変化である」²⁵⁾。この国家は「死滅しつつある国家、すなわち、ただちに死滅しはじめ、死滅せざるをえないように構成された国家」でなければならなかった²⁶⁾。

少なくとも方法論において、上記のレーニンの言葉からは、賀川豊彦が批判した①～④が全て該当することが窺える。暴力否定論者の賀川豊彦としては、評議会等の左派は受け入れられるものではなかったのであろう。

左派が議会制民主主義を批判したのは、レーニンの思想に基づくものであろう。レーニンによれば、「国家は自己の対蹠者（自己に対立する階級）と和解しえない一定の階級の支配の機関」²⁷⁾であり、「普通選挙権が実際の勤労者の大多数の意志を表明し、その実現を確保できるかのような、まちがった思想をみずからいただき、また人民に吹き込んでいる」²⁸⁾者がいると批判している。マルクス、レーニンの民主主義は、労働者、農民の独裁による直接民主主義であった。

議会政策路線にせよ、労農独裁にせよ、1920年代に、労働者、農民の声が盛り上がりを見せたことは確かであろう。換言すれば、地主、資本家等の所謂「有産階級」と対立する利害が台頭して来たということであった。既存の議会で多数派を占めるか、基本的に議会否定の革命路線を採るかの違いであろう。

孫三郎は、友愛会結成による労働者の団結や、ソビエト政権成立等の動きを「敵視せず、むしろ時代の趨勢に伴う自然の趨勢とみた。問題は、その流れに逆らわず、いかにその流れを制するかであった」という態度であったとされる²⁹⁾。既に述べた賀川豊彦の発言からして、「左派」は、「無産専制」を主張しており、労資協調論者である孫三郎には受け入れることのできないものであったろう。それ故に、孫三郎が友愛会結成はともかく、ソビエト政権成立を敵視していなかったかどうか、疑問のあるところであり、又、敵視していたが故に、「その流れを制」して、労働者を抑えんがために、本論文「上」の第5章で論じた一連の動きがあったと、筆者は考える。

労働農民党結成に主たる役割を果たした日本農民組合は、「全国的統一無産政党の結成にイニシアチブをとった」ものの、労働農民党内の左派は、評議会等にも門戸を開くことを主張していた。この頃、日本共産党も全労農組織をその影響下に置くことを目指して、指導力の強化をはかっていた。やがて、労働農民党内では左右の対立が起き、総同盟等の総脱退が起き、賀川や安部も執行委員を辞任してしまう。労働農民党を脱党した安部磯雄等は、社会民主主義を主張する右派の「社会民衆

党」を結党し、賀川豊彦は中央委員に推挙されたが、就任しなかった³⁰⁾。労働農民党はこのようにして左傾化し、労働農民党は戦前の無産政党の中で最左派となった。1928年1月の第一回普選の頃には、中央、地方を問わず、党员の中には日本共産党员であった者も多く、党首は傀儡といった状態であった³¹⁾。

この他、日本農民組合の内部においても、左派系指導者が入り込み、日本農民組合の左傾化が進んだ。右派は反発し、1926年には、日本農民組合を脱退して、全日本農民組合同盟を結成した。右派脱退の後、主導権を握らんとする左派の動きは益々、活発化した³²⁾。

さらに、左派の労働農民党、右派の社会民衆党にあきたらない日本農民組合関係者の一部が、総同盟内の同志と共に、中間派の日本労農党を結党した。統一無産政党を主張する日本農民組合の内部に、2つの無産政党との関係が生じた結果、日本農民組合は分裂し、賀川豊彦等のかつての同志を中心に、全日本農民組合が結成される等、無産政党や労働運動のみならず、農民運動にも分裂が見られるようになった³³⁾。所謂「右派」や「中間派」であれば、孫三郎は「敵視せず」にいられただろうか。

倉敷では、市制施行の1年前の1927(昭和2)年、男子普通選挙制による町会議員選挙が行われていた。この時、農民組合員であった候補者が当選しているものの、最下点であった。棄権も少なく、投票率は92%であった。これらについて、当時の新聞は、「倉敷町は工場労働者、農民其他の無産階級有権者も可成り多数あった、最下点であるが当選した池元村太君は農民組合支部長、七四票獲って惜しいところで破れた山本喜三郎君も農民組合員で、両氏とも無産階級の代表者として雄々しくも名乗りを挙げ、組合員の固い結束を背部に奮闘したものである、こうした無産階級団体の結束が比較的確実に実行されたことは所謂『普選力』の表われとして注意すべき現象である」と報じている³⁴⁾。農民組合員であった2人の候補者が分裂により複数あった農民組合のうち、どの組合を背景に出馬したのかは定かではないが、既に倉敷においても、農民層に於いても階級闘争の下地が出来ていたのではないかと推察される。換言すれば、農民の政治意識の高まりが見られるようになっていたということであろう。

但し、同時に、言論を唯一の武器とした候補は落選し、「富豪町の倉敷町」は普選の時代になっても、「系統閥族の弊」があり、普選効果は極めて薄く、尚も「縁故選挙の域」を脱していないとも論じられている³⁵⁾。高投票率についても、「競争が非常に激甚であったために、有権者同志の誘い合いという方法や其他の手段で狩出しが盛に行なわれた形跡がうかがわれ、棄権の少なかったことが必ずしも自発的なものばかりでなかったことである」と報じられている³⁶⁾。この時点では、未だに、女子参政権が無く、有権者は全市民の16.7%にすぎなかった³⁷⁾。当時の倉敷の地方議会は多くの市民の民意を反映しているとは言い難かった状態であったと言えよう。

又、日本農民組合は、「右派」の賀川豊彦等が創設した時から、「創立宣言」で「資本家への対抗」や「耕地の社会化」をうたっていることから、ある種の階級闘争を主張していると思われる。その意味で、「右派」も孫三郎の理念とは対立し、孫三郎としては「敵視せず」にいられたかどうかは疑問である。

先の町会議員選挙に関する新聞報道は、議会政策を通して、団結による階級闘争、若しくは無産者の利害の表出がなされていることを報じていよう。1930年に行なわれた「国勢調査」によると、岡山県民の職業別構成は、農業が多く、男性は52.7%が農業に従事し、女性は66%が農業従事者であった³⁸⁾。第1章第2節で紹介したように、「その影響は岡山県全般に及ぶ」孫三郎にとっては、

看過できない問題であったろう。

既に述べたように、孫三郎は自作農創設を試みたとされる。しかし、管見では、自作農創設の問題については、実際に、孫三郎の下に、自作農が創設された、という資料を見ない。先行研究でも、本論文「上」の第1章第2節の青地農氏の「よくわからない」という言葉にもあるように、孫三郎が自作農創設を試みたことを紹介するに止まっている、と感じる³⁹⁾。『無産者新聞』には、日本農民組合が自作農創設に反対していることを示す記事が掲載されている⁴⁰⁾。さらに、『無産者新聞』は「社説」(1928年10月15日)でも、政府の自作農創設に対して、反対を主張していた。「社説」は、農民は物納による小作料と「資本主義的搾取関係」である金納の重い租税、高利貸等によって二重に苦しめられ、毎年、1万人近くの自作農が小作農に没落していると論じている。同「社説」によれば、政府の自作農政策とは、国庫から、一定の資金を農民に貸し付け、30年経過の後に、自作農になり得る、というものだが、貸付資金の利息の支払いが滞れば、自作農化の望みは絶たれる他、自作農になり得ても、「資本主義的搾取関係」による負担によって、再び小作農に転落しない保証はない、というものだった。この問題の解決には、「農民の土地を何人にも侵されざるよう保証することである」ところの「耕作権」を確立することであるとされた⁴¹⁾。

このような状況の下で、大原家-小作人は、どのような状況にあり、階級闘争に批判的な孫三郎は小作人にどのように接しようとしていたのか。

第4節 孫三郎が農民に対して目指そうとしたと思われるもの

第1章第2節で紹介したように、大原家は600町歩の農地を所有していた。この内、100町歩を農民に対し、有償で分配しようというわけである⁴²⁾。この100町歩は、大原奨農会運営のために孫三郎が投じた100町歩の土地だけでは、同会の運営には不十分であるとして、1922年に、追加譲渡された土地であった⁴³⁾。

大原奨農会の財政基盤は寄付された100町歩の小作地からの小作料収入であることが明示されている⁴⁴⁾。同会は、1924年には農業研究所を設立し、さらにその5年後、同研究所は財団法人大原農業研究所と改称し、大原奨農会の経営方針が再検討され、その目的は研究所のみとされた。研究所は、果物等の研究に多くの成果が上げたが、戦後の農地改革で、農地解放が行われると、「大部分の農地を解放するの止むなきに至ったので収入はほとんど皆無となり」、国立岡山大学に移管された⁴⁵⁾。

最初に寄付された100町歩からの小作料だけでは不足だから、さらに100町歩が寄付されたのである。後者を小作農民に譲っては、再び、大原農業研究所は財政困難に陥ってしまうであろう。

では、なぜ、孫三郎は自作農創設を主張したのか。前節で紹介した日本農民組合が主張するような農民の団結による階級闘争を嫌い、団結を切り崩す目的があったことが考えられるのではないか。この当時、農民は重い小作料に苦しんでいたと思われる。孫三郎が自作農創設のためとして、小作料の一部の積み立てを始めた1914年の岡山県における小作料の実態を示す資料『岡山県小作慣行調査』(1914年)が残っている。それには、大原家の農地が有った「都窪・吉備・児島・御津・赤磐・和気など」の「実収小作料の生産高に対する割合%」は、都窪が平均して(以下、各地の小作料は筆者が計算した平均値)、53%(小数点以下、四捨五入、以下、同じ)、吉備が58%、児島が96%、御津が54%、赤磐が44%、和気が53%である。これらの各地の小作料を平均すると、約60%となる⁴⁶⁾。さらに『岡山県小作慣行調査書』(1923年)では、通常、地租改正(1875年)の時の政府が定めた収穫高を基準として、収穫の6割5分から7割5分を地主の収入とし、3割5分から2割5分を小作農の収入とし

ている旨が記されている⁴⁷⁾。

以上から、当時の農民の負担が重かったことが窺える。現に、赤磐郡では、地主－小作人の間で、小作料納入をめぐる紛議が起きていた。しかし、赤磐にも農地を有する大原家は「独自に小作人との意志疎通や懇親を図り独自の対応を行っていた。大原家所有の土地で小作人との紛争が殆ど聞かれぬのは、このような事情を背景にしていたと思われる」と評価される。いわゆる自作農創設の動きが小作農に支持されたのであろうか。自作農創設の動きは孫三郎による小作農保護の運動であったとされている⁴⁸⁾。

孫三郎の自作農創設の試みを戦後の農地改革の先駆、と評価する動きもあるが⁴⁹⁾、大原奨農会や農業研究所の運営、第1章第1節で紹介した労働科学研究所の運営、さらには、大原美術館の建設も、孫三郎が莫大な土地を有し、そこから納入される小作料等の収入が有ってこそであろう⁵⁰⁾。果たして、孫三郎には、本当に農地を解放して自作農を創設しようという気はあったのであろうか。仮にやる気はあっても、実践は困難であったのではないかと思われる。故に、多額の金銭が必要とされる各種の建設運営活動と「小作農保護」の間で妥協できる金銭徴収の手段が、小作料の金納化であったのではないか。

小作料を金納化した場合、小作農は自分の収穫を市場等で販売する。そして、工夫して収穫物が高く売れば、小作農にも収入が増える可能性はあるし、収穫物を一度、自己管理するので、自作農と同じような感覚となり得ることから、小作農の心情的満足にも寄与し得るということではないだろうか。第5章第2節で紹介したブハーリンは農民について、以下のように記述している。

「資本主義社会においては、農民階級の圧倒的多数は辛うじてその生活を続けていけるように運命付けられている。然し自分の経済を持っている農民は皆、何よりも彼の経済、彼の財産を拡大せんとし、又現在よりは一段高い層に達し、かくて一段々々とより高い段階に上ろうと努める。自己の財産を有している農民は、それを殖やそうと念願する（その念願は多くの場合、決して満たされないのであるが）、だから、より富裕な財産家を尊敬し、遂にはブルジョアジーをも尊敬し、又彼等にある種の信頼を置くようになる。だから農民は、資本に向かい合っている労働階級の如く、富裕な階級を憎むようにはならない、のみならず、一部の農民は大地主の面前に出ると、ある種の圧伏された畏敬をさえ感じる。農民の眼前から彼等の階級敵の後光が消え失せるまでには、階級闘争の経験と敵との直接的な衝突が必要である」⁵¹⁾。

日本農民組合の登場と闘争は、日本においても、農民に「階級闘争の経験と敵との直接的な衝突」を与え、「農民の眼前から彼等の階級敵の後光」を消えさせようと動いていたとも解釈できよう⁵²⁾。

これに対し、第1章第2節で紹介した「何とかして地主と小作人は相携え、共同して農事発展につくす道」を模索する孫三郎の下での小作料金納化によって、「何よりも彼の経済、彼の財産を拡大せんとし、又現在よりは一段高い層に達し、かくて一段々々とより高い段階に上ろうと努める」各農家が市場経済の中で競争相手となるので、小作農同士の団結は起き難く、地主－小作農の階級闘争も起き難く、「より富裕な財産家を尊敬し、遂にはブルジョアジーをも尊敬し、又彼等にある種の信頼を置くようになる。だから農民は、資本に向かい合っている労働階級の如く、富裕な階級を憎むようにはなら」ず、「富裕な階級」としての大原家は安泰ということではないだろうか。又、ブハーリンは、「他方において絶えざる協同的労働と協同的闘争に慣れていない農民は、彼等の敵に対して組織的継続的反抗を敢行することが出来ない」と論じている⁵³⁾。小作農同士の競争が強まれば、益々、この傾向が強まるであろう。さらに、農民としては、自作農化しても、前節の『無産者新聞』

「社説」が言うところの「資本主義的搾取関係」によって、再び小作農に転落しかねないことを危惧し、大原家支配下の小作人で居続けることを希望した者も少なくなかったのではないか。その意味でも、孫三郎の自作農創設の試みが、どの程度機能していたのかについては疑問である。

以上が孫三郎の目指した農業における地主－小作農の協調一致ということではないか⁵⁴⁾。換言すれば、大原家の支配の下で、小作農にある程度の自立と多様性を許すという構図である。勿論、そこでも、大原家の支配は貫徹される。例えば、大原奨農会は、同会の規則第4条で、大原家の家長が会長であり、他の役員任免権は会長にあることが明示されている⁵⁵⁾。農村における協同組合は「自由意志と真の協同組合的デモクラシーの原則の上に建てられねばならぬ」として、農民自身による全役員、管理部の選挙制を主張する理論とは対照的である⁵⁶⁾。孫三郎は、農民自身の「下」からの自主管理的な動きを認めるつもりは無かったのであろう。又、大原奨農会は、1914年に「財団法人大原奨農会」に改組されるが、ここでも孫三郎ならびに大原家の支配は貫徹していたと思われる。同法人は「財団法人大原奨農会寄付行為」と称する規約で、第8条において、理事には、設立者が就任し、第6条では資産管理も理事が行なうことが規定されている。さらに、人事においても、例えば、第10条で、評議員（5名以上。第7条の規定）の選任は理事の権限になっていた⁵⁷⁾。その後、同会が農業研究所に改組されたのは既に述べた通りである。

以上から、孫三郎は、自身の支配を当然の前提としつつ、倉敷紡績の工場労働者には、包括的抑圧体制的に接し、農民に対しては、自身の経済的資産を殖やすことを通して、彼等を「非政治化とアパシー」の方向に向かわせようとしたのではないかと筆者は考える。「非政治化とアパシー」の特徴を持つ体制は「権威主義体制」と言われ、支配者は被支配者に対し、「民衆の熱意や支持というよりもむしろ、かれらの受身の受容、ないし反政府活動に公然と手を出さないことを期待するのである」⁵⁸⁾。しかし、現実には、前節で既に見たように、農民にもある種の階級意識が芽生えていたとも考えられる。故に農民の団結の分断を図るのみならず、農民に対し、ある種の「餌」を与えることによって、大原家への農民の支持、あるいは、大原家支配の正統性をつなぎとめる必要があったのであろう。社会学者のマックス＝ウエーバーは次のように言う。

「家父長的家産制は、自分自身に対して、また臣民に対して、みずからを臣民の『福祉』の保育者として、正当化せざるを得ないのである。『福祉国家』こそ家産制の神話であり、それは誓約された誠実という自由な戦友関係に発したのではなく、父と子との間の権威主義的關係にもとづいている。『国父』というのが家産制国家の理想なのである。したがって、家父長制は、特殊な『社会政策』の担い手たることがありうるし、また、大衆の好意を確保しなければならない十分な理由があるときは、事実、常に社会政策の担い手になった」⁵⁹⁾。

「家産」とは家財とも換言出来ようが、地主としての孫三郎、または、大原家にとっては、農民支配の源泉としての土地は、無論、家産である。孫三郎はその家産を有する「国父」の地位にいたと言えよう。「倉敷王国」（青地農氏の表現）⁶⁰⁾の「国父」としての孫三郎には、「好意を確保しなければならない十分な理由が」あったと言いうる。故に、彼なりの「社会政策」を打ち出したのであろう。孫三郎には、小作料の金納化や「大原奨農会」といった「社会政策」を通して、大原家の支配に対する小作農の「受身の受容」を期待した一面があったのではないかと。換言すれば、明治から大正期にかけて農民が階級意識に目覚める前に、或は、階級意識に目覚めつつあった農民を「大原家所有の土地で小作人との紛争が殆んど聞かれぬ」うちに、その意識からそらそうとしたのであろう。

第7章 大原家又は孫三郎と労農階級又は市民社会

第1節 大原家支配下での労農関係

本論文では、大原家－労農階級の関係を見て来た。筆者は、孫三郎が、労働者と農民に対して、それぞれ包括的抑圧体制と権威主義といった態度で接したと論じたが、同時に労働者－農民は、第1章第1節で紹介した分配所に見られるように、大原家支配の下で、統治方法が異なっている、経済的つながりがあったと考えられる。第5章で紹介した栈敷よし子によれば、昼食時には「四、六の麦飯」ではあったものの、「ご飯と漬ものは食べただけ食べることができた」のであった⁶¹⁾。

これまでも引用して来たブハーリンによれば、「地主と資本家も亦た決して一致した階級ではない。彼等の間にも大きな利害の対立がある。都市ブルジョアジーも同様にパンと原料を地主から買い、地主はこれらのパンと原料を売る。他方に於て、ブルジョアジーは彼等の工業生産物を地主に売り、彼らからこの生産物を買う。此の本質的ではない対立が存在する」のであった⁶²⁾。

しかし、この議論は、大原家を論じる場合、必ずしもあてはまらないのではないか。孫三郎は、倉敷紡績社長として、ブルジョワジーであり、同時に地主であるからである。倉敷紡績内部において、昼食時に「ご飯と漬ものは食べただけ食べることができた」のは、ブハーリンの言うところの「対立」が存在しなかったからであろう。ブハーリンは続ける。地主－資本家間には対立が存在するにもかかわらず、「資本家と地主の同盟は、殊に決定期に於て、公然たる基本的な事実となって現われた。到る所に地主と資本家との団結はブルジョアジーの指導の下に、即ち資本家の指導の下に、労働階級と農民階級とがそれに対して戦わねばならなかったところの支配的権力であった」⁶³⁾。

所謂、労農同盟論である⁶⁴⁾。労農同盟論は十月革命によるソビエト政権成立の理論的基礎でもあった。資本家と地主が一体化していると言える大原家または孫三郎に対し、その支配下にある労働階級と農民階級が一体化すれば、大原家、孫三郎－労農階級の対立は明らかになって来よう。しかし、前章で検討したように、小作料金納化によって、農民は懐柔されてしまっていたと筆者は考える。

筆者は、孫三郎による小作料金納化の動きは、ロシア十月革命成立の原動力ともなった労農同盟が倉敷に於いて成立するのを事前に防ごうとする策としての一面があったのではないかと考える。しかし、この議論には、十月革命勃発の4年前の1913年に、既に孫三郎は小作料金納化を唱えており、必ずしも的を得ていないのではないかと、という批判もあるかもしれない。だが、労働者と並行するような形で農民が反乱を起こし、農民が労働者を支持すれば、孫三郎にとってはかなりの脅威であろう。又、既に論じたように孫三郎の小作地のある地区で地主－小作人の紛議が起きており、さらに、孫三郎は第1章第2節で紹介したように、農民の貧困の現実も知っていたのである。

時代が下るにつれて、現にロシア十月革命もあり、資本家兼地主の孫三郎の目にとっては、労働者－農民の団結は危険と映ったのでないか。自らの著書で盛んに労農同盟を強調するブハーリンは「ブルジョアジーは、決定的瞬間において、農民階級が労働階級を支持するならば、この最も恐ろしいことが必ず起こるにちがいないということ、よく知っていた。……彼等は、1905年にツァーが××（「革命」が伏字になっているものと思われる。本論文で引用してきたブハーリンの著作は、戦前に翻訳刊行されたものなので、日本当局の検閲が入っているものと思われる。伏字の部分は筆者が推測で言葉入れた。以下同じ）的民衆の勢力を打ち破ることが出来たのは、唯当時労働階級が農民階級によって支持されなかった為であるということをよく知っていたのである。農民階級は、××（革命）運動の前衛たる労働階級が既に撃破された後に、初めて起った。当時ツァーリズムは、革命軍の個々の部

分を分割して撃破することが出来たので、××（革命）の鎮圧に成功したのであった。それ故にブルジョアジーは勿論労働者と農民を分離する為に大なる努力を払った」のであった⁶⁵⁾。

さらに、現実の問題として、倉敷紡績での反乱が起きた1930年の国勢調査で、倉敷の最大の職業別人口は「工業」である⁶⁶⁾。特に女性は43、4%を占める。これは、倉敷市には、倉敷紡績本社工場と万寿工場があり、工業都市としての側面を有することが、特に女性の「工業」従事者が多いことを示すとされている。岡山県全体で、農業従事者が男女共に50%を超える中で、特徴的傾向である⁶⁷⁾。したがって、孫三郎にとっては、「左派」か「右派」かを問わず、足元での労働運動の発生も大きな脅威と映った可能性があるろう。

同時に、この年の7月、労働者、農民両者を包摂せんとし、且つ、労農階級－有産階級の階級対立が見えるというべき運動が発生していた。「倉敷市政研究会」の結成である。

第2節 戦前の倉敷における労農提携

「倉敷市政研究会」の評議員としては、ジャーナリスト、仏教関係者、医師、農民運動家等、「多彩な顔ぶれ」が参加していた。この中に重井鹿治もいた⁶⁸⁾。「倉敷市政研究会」は「ブルジョワ市会を解散して労働者、農民、小市民の市会をつくれ」と主張し、又、20才以上の男女へ選挙権を与えることも主張していた⁶⁹⁾。また、「倉敷市政研究会」は、「中間層に及ぶかなり多様な階層を包摂する運動である」と評価される⁷⁰⁾。これは、25歳以上の男子普通選挙制が施行されても、「有権者が全市民の16、7%にすぎなかった」ことへの反発というかたちでの、生きた社会の異議申し立てであろうか⁷¹⁾。

「倉敷市政研究会」の一員であり、倉敷紡績において、労働運動の組織化を行なった活動家でもある重井鹿治は、その活動を行なう前、北海道で農民運動を行なっていた。1925年には、日本農民組合北海道連が結成され、重井鹿治はその主事となっていた⁷²⁾。組合は地主と直接に交渉せんと、小樽に乗り込んでいった。

戦前、「小樽は、北海道における労働運動および労働農民党の拠点であり、港湾労働者を中心とする小樽合同労組は、全道各地に宣伝・組織者を派遣し、各分野のたたかひの組織化に大きな役割をはたし、小作争議に対しても深い関心を持っていた。小作料減免要求の正当性、悪徳地主および官憲弾圧の正体暴露、弾圧抗議をかけた労農争議共同委員会は、農民組合と労働組合との統一委員会であった⁷³⁾。現に、北海道では、「磯野農場争議」(1926-1927)⁷⁴⁾と称される「労農提携の威力をまざまざとみせつけた」争議が発生していた。小樽で争議を指導していた重井鹿治も「磯野農場争議は全線的に展開し、方向転換期における農民運動の基調としての政治闘争に完全に進出しえた」と述べている⁷⁵⁾。

小樽合同労組は「全道の評議会系労働組合の中心」的存在であった。「農民運動と労働運動が合体した戦い」であった「磯野農場争議」において、『無産者新聞』(1927年4月16日)は、評議会と日本農民組合の協力と支援を「労農提携の典型」と評価している⁷⁶⁾。

「磯野農場争議」において、1927年3月、労農同盟を小樽の労働者との間で実現した重井鹿治ではあったが、農民組合の独立性を主張した他の活動家と対立し、北海道を離れ、岡山に戻った⁷⁷⁾。

その後、岡山に戻った重井鹿治は、1928年に、倉敷に居を構えた。倉敷紡績万寿工場での労働者の反乱につながる細胞を組織したことは本論文「上」にて、既に述べた通りである。小樽の経験からして、倉敷又は岡山での大原家の所有農地で“労農提携”が実現していれば、棧敷よし子等の反乱

は違った展開を見せたかもしれない。それは、孫三郎にしてみれば、やはり、既に述べたように大きな脅威となったであろう⁷⁸⁾。

以上のブハーリンの論述や重井鹿治の考察を大原家-労農階級の問題に当てはめた場合、労働階級が農民階級から孤立したことが、第5章で述べた棧敷よし子のストによる反乱の敗北の一因であったと思われる。これまで利用してきた資料には、同事件において、農民が同時に蜂起した、或はスト労働者を支援したという記事を見ない。大原家による農民の懐柔がある種、成功した例ではないだろうか。

「上」で述べたとおり、棧敷よし子は、反乱の首謀者として、倉敷紡績を解雇される。彼女は「資本主義社会での階級矛盾は、個人ではどうする事もできない鉄則で回る歯車であること。資本家個人の善意とか温情などは、もうけ主義の恥部をおおう“いちぢくの葉”に通ぎないことなどを思った」⁷⁹⁾。

故に、「市場経済こそがそのまま市民社会なのだ」という思潮に対する批判があるのであり、「市場経済の自生的秩序論と規制緩和論に対して、市場経済をコントロールするもの、すなわち諸々のアソシエーションとそのネットワークとして市民社会を捉えようとする」動きが出て来るのだと言えよう⁸⁰⁾。

第3節 孫三郎に影響を与えたオーウェンを批判したマルクス

第1章第2節で論じたように、孫三郎は「成熟した市民社会の育成」を目指したとされる。しかし、「成熟した市民社会の育成」を「民衆自身の自主管理」と定義すれば、社会を「成熟した市民社会」とは逆方向に向かわせる性格を有するものだと言えよう。孫三郎の態度は、基本的に「上」（孫三郎を中心とする大原家）から「下」（労農階級）に与えるという図式だからである。カール＝マルクスは、オーウェン等の思想を「批判的・空想的社会主義および共産主義」として、以下のように批判する。

「かれらはもちろん、かれらの計画において、主としてもっとも苦しむ階級としての労働階級の利益を代表すべきことを意識している。かれらにとっては、もっとも苦しむ階級というこの見地のもとにのみ、プロレタリア階級は存在する。

だが、階級闘争の未発達な形態と、かれら自身の生活状態とのために、かれらは、自分はそのような階級対立のはるか上に超然たる存在であると信じこむようになる。かれらはいっさいの社会成員の生活状態を、どんなによい境遇にある社会成員の生活状態をも、改善しようとする。だからかれらは、たえず、無差別に全社会に、いや特に支配階級に訴える。かれらの体系を理解しさえすれば、かれらの体系がありうる最善の社会の、ありうる最善の計画であるのはわかってもらえるのだ。

だからかれらは、すべての政治的な、特にすべての革命的な行動を拒否する」⁸¹⁾。「かれらは最後まで、階級闘争をふたたびにぶらせ、対立を調停しようとする。かれらは依然として、かれらの社会的ユートピアの実験的実現、個々の共産団の創設、国内移住地の建設、小イカリアの創立-新エルサレムの小形判-を夢み、そしてこれらすべての空中楼阁を建設するために、かれらはブルジョアの心と財布との博愛に訴えざるを得ない」⁸²⁾。

上記からは、労働階級自身による解放（自主管理）をマルクスが主張していることが窺える。孫三郎とは逆の図式である。同時に、「もっとも苦しむ階級としての労働階級の利益を代表すべきことを意識している。かれらにとっては、もっとも苦しむ階級というこの見地のもとにのみ、プロレタリア階級は存在」し、生活改善を「支配階級に訴える」こと、「革命的な行動を拒否する」こと、「階

級闘争をにぶらせ、対立を調停しようとする」こと、「ブルジョアの心と財布との博愛に訴え」ること等は、孫三郎批判としても通用するのではないか。

倉敷の地に「東洋の『エルサレム』」すなわち、「新エルサレムの小形判」を建設しようと決意した孫三郎は、「それが結局できなかった」⁸³⁾。そこに出現させたものは包括的抑圧体制と権威主義であり、自主管理としての市民社会の理念に反する性格を有するものであったと思われるからである。自主管理を追及しようとするれば、やがて、倉敷紡績のような工場組織においては工場委員会等の機関も必要になって来よう。農村では地主制の廃止や解体も視野に入れねばならなくなって来る。しかし、それをすれば、ブルジョアとしての孫三郎の財布は消滅し、建設活動も出来なくなってしまふ。「成熟した市民社会」とは異なる性格を有するものが出現したのは当然の結果だったとは言えまいか。「市民社会＝自主管理」と位置づけるならば、マルクスの批判は的を射ている。換言すれば、第3章第2節で紹介した「地域的・部門的な産業民主主義」の概念に反していると言えよう。

にもかかわらず、なぜ、孫三郎は、第4章第1節で見たように、「日曜講演会」にて、社会主義に肯定的な講演をさせたのだろうか。筆者は、例えば、先に「上」で紹介した1901年結成の社会民主党の「社会主義」の主張の中心が「分配の公平性」に置かれていたからだと考える。本論文でも既に見て来たように、孫三郎は労働者への「労力配当」や農民への「小作料金納化」による経済的利益の還元によって、ある程度の「分配の公平性」や「利益の社会への還元」等、社会民主党の「社会主義」の主張に通じるものを実践していたとも言えよう。換言すれば、第2章第2節で触れた「社会から得た財はすべて社会に返す」という信念等に通じているものがあると言えよう。故に、社会主義に肯定的な講演をさせたのではないだろうか。

しかし、それは、労働者や農民といった人々の参加という、所謂「民主化」を通してのものではなかった。だが、ある程度の利益配分に、労働者や農民、さらには倉敷のその他の市民が満足すれば、彼等は不満を言わず、大原家による支配の正統性も保てることができよう。孫三郎にとっては、「分配の公平性」や「利益の社会への還元」等には、そうした意味合いが含まれていたのではないかとも思える。それが、第3章第2節で孫三郎の述べた「工場の社会化」であったのだろう。そこで「自主管理」は成長し難いと言えよう。

第4節 マルクス・レーニン主義理論とその批判

マルクスもレーニンも、民衆自身の自主管理の政治経済からなる社会を構築しようとしたという意味でデモクラットだった。序章でも触れたように、マルクス主義では、政治権力は、経済において生産手段を握る階級（有産階級）の無産階級に対する抑圧手段であり、経済と政治は切り離せない性格を有するとされる。故に、労働者や農民の経済の現場における自主管理は、政治の現場での自主管理（民主化）が不可欠である。労働者や農民の声が反映しない政治権力が存在しては、経済の自主管理は実現しないであろう。「上」で紹介した「社会民主党宣言」はそうした主張であったと言えよう。

本論文では、マルクス＝レーニン主義と、孫三郎の動きを対比させつつ、議論して来た。現実の問題として、「歴史は、マルクスの注文どおりに動かなかった」。その理由の一つとして、生産が複雑化し、分業が専門職ごとになされることによって、社会や組織の「まとめ役」として、大量の管理職や専門家が必要とされるようになり、彼等が実権を握るようになったことで、生産手段の所有は権力を握ることを意味しなくなったからである。国家の問題に換言すれば、それは官僚である。

「まとめ役がいなければ、現代の体制はその各部が協力して動き出せず、社会という機械が停止してしまうのである」⁸⁴⁾。この様な現実の下では、パリ＝コミューン的な理念は実現し難い。レーニンと共に十月革命を戦い、革命軍である労農赤軍の創設者でありながら、後にソ連邦の実権を握ったヨシフ＝スターリンとの権力闘争に敗れ、亡命先のメキシコでスターリンの刺客に暗殺されたレフ＝トロツキーは、スターリン体制の下で「生産労働に直接たずさわらないで、管理したり、命令したり、指揮したり、慈悲をあたえたりする層の全体－教師や学者にはふれないでおう－500万－600万人を数えるはずである。……かつてのボリシェビキ党は今ではプロレタリアートの前衛ではなく、官僚の政治組織と化している」。そして、官僚は、衣食住が不十分な場合、自らの為に、その権力を利用しようとし、さらにそれらの官僚は「いわゆる『選挙人』によって左右されることはまったくくない」と分析、指摘している⁸⁵⁾。

だからこそ、第2章第2節で述べたような「市民社会」の議論がかえって必要になって来るのである。同時に、この問題は倉敷紡績の経営への批判的検討にもつながるものがあるのではないか。

倉紡においては不設置であったと思われる「工場委員会」の「前身」であった「倉紡共存組合」は、倉敷紡績の「全従業員をもって組織し、職工を正組合員・職員を準組合員とし、……事業の運営上、その円満な遂行を期するため、役員を選出方法は準組合員から選出した役員が過半数を占めるよう定められた。これはいうまでもなく、時代思潮の趨向に鑑み、この組合に労働組合と共済組合との中間的な性格を与えるためであった」とされた⁸⁶⁾。管見では同組合の管理方法にこれ以外の記述を見ない。準組合員の「職員」が過半数を占めるようになっているのは、「職員」が「管理職や専門家」(まとめ役)であり、運営のための専門知識を有するという性格の官僚的判断からではないか。「紛擾」の原因になるとして「工場委員会」を不設置としたのも、「専門的知識」を有する「職員」による円滑な企業経営の妨げになるという見方が一面にあったからかもしれない。しかし、同時に、第2章第2節で検討した「クルップ疾病・死亡金庫」で、経営側が絶対的支配権を確立したのと同様、倉敷紡績においても、(管見では、議決方式は定かではないが)仮に、過半数の賛成が議決に必要となるようにした場合、経営側の意向が出来るだけ議決されるように、という「配慮」もあったのではないかと⁸⁷⁾。だが、それでは一般の労働者、民衆は従属だけの存在になってしまう。それ故にこそ、これまでに述べて来た官僚批判的な発想が必要なのであり、又、そうした発想を基礎としたシステムの構築が必要なのだと考えたい⁸⁸⁾。

次に問題となるのが労農階級による階級国家論の概念である。

レーニンの理論によれば、革命後の国家は自ら死滅するはずである。しかし、国家は、ソ連邦において、自ら死滅しなかった。むしろ軍や警察組織に支えられて強大化した。ペレストロイカの時代に至るまで、ソ連共産党は一党独裁を放棄しなかった。クロンシュタットの反乱(1921年)⁸⁹⁾によって始まった経済自由化の新経済政策(ネップ)の時代においても、レーニンは一党独裁を放棄しなかった。ネップによって自由化された市場経済によって、登場したブルジョワや、経済活動の成功によってブルジョワに転化した労働者や農民から、プロレタリア独裁に敵対する「反革命」が現実の生きた社会の中から発生して来るのを恐れたためであろう。それ故に、プロレタリア独裁は共産党一党独裁という形でプロレタリア或は社会を構成する民衆に対する独裁に転化したと言えよう⁹⁰⁾。換言すれば、第6章第3節で述べた「無産者専制」を守るために、「言論の自由の暴力による拘束」がなされたと言えよう。そのことが民衆の反発を生み、後に、ペレストロイカによる言論自由化の中での不満の噴出、ソ連崩壊の一因となったと言えよう。さらに、ソ連崩壊の一因として、レーニンの中央

集権主義が挙げられるであろう。レーニンやコミンテルンを通しての国際共産主義運動において、当然とされて来た「民主集中制」が極端な中央集権や一党独裁の正当化根拠とされた⁹¹⁾。これが政治面では、腐敗政治を招き、民衆からの（共産）党への正統性を失わせ、経済面では、経済運営原理とされることにより⁹²⁾、結果として、中央-地方の需給等の齟齬を来し、非能率的官僚制と相俟って、経済の停滞を招き、これも（共産）党の正統性を失わせる方向に作用したと言えよう。

第2章第2節で論じたように民衆の自主管理社会を「市民社会」と定義し、社会の民主的なあるべき姿とした場合、又は、序章で紹介したような「政治経済民主主義の実現」を論じる時、階級独裁とレーニンの中央集権の概念は、社会を理念とは逆方向に進ませることになってしまった。

この様に見て来ると、階級闘争を憂えていた孫三郎の思想は正しかったのではないか、という意見もあろう。しかし、孫三郎率いる大原家の支配の下でも、これまでに見て来たように、工場委員会の不設置、懐柔されたと思われる農民達という形での、労農独裁とは別の形での抑圧が存在していたと思われる。だが、階級独裁を以って、この種の抑圧に代替しても、新たな抑圧を産むわけである。

さらに、議会政策重視の社会民主主義であっても、先に検討した官僚の問題は残るのである。パリ=コミューンを基礎としたマルクスやレーニンの理論は、官僚制の問題への批判であると言えよう。

したがって、既存の抑圧への抵抗という意味で、グラムシが「市民のヘゲモニーによって、市民社会の秩序を日常的に変革し、国家に奪われている人間の本質を市民社会に奪い返すことに求めた。このヘゲモニーとはグラムシの主要概念で説得による合意の獲得である。したがって、この変革をグラムシは『国家の市民社会への再吸収』と定式化する。これは、いいかえれば市民社会のさまざまなアソシエーションをヘゲモニー闘争によって充実させ拡大することである。これは逆の面からいえば、国家の権力的要素の縮小、消滅化である」⁹³⁾という問題提起が興味深いものになる。その為、第2章第2節で触れた「コ・プロダクト」に関する問題も方法論として重要になって来よう。

孫三郎は、自らの経営する倉敷紡績で、「教育によって労働者が人格を尊重されるに値する人間になることを助けるという意味で」⁹⁴⁾、労働者に対する教育を行なったとされる。しかし、「コ・プロダクト」ができる人間に労働者が育たなければ、労働者は経営側（又は、市場経済における資本の論理）についていくだけの人間で終わってしまい、「人格を尊重されるに値する人間に」労働者はなれないのではないか。そのグラムシの概念に、「陣地戦」というものがある。

「陣地戦」とは、レーニンが十月革命で行なったような「機動戦」的変革、すなわち武装蜂起等による「国家権力の直接的・暴力的奪取」を批判的に分析した西欧モデルでの変革概念である⁹⁵⁾。

「『陣地戦』的課程」とは、「『強力』にもとづく強制的断絶と飛躍による電撃的過程ではなく」、「持続的な社会変革の過程に他ならない」。「この過程はまた、市民社会による政治社会（国会）の持続的再吸収過程およびソチエタ・レゴラータ（……自己規律社会……）の形成にいたる」長期の過程である⁹⁶⁾。

この「陣地戦」という概念の現代的意味として、「支配的ヘゲモニーにたいする批判的・抵抗的側面と自らの自律的な自己統治能力（=知的モラル的改革）の形成という建設的・創造的側面……の統一に他ならない」⁹⁷⁾。グラムシは、政治のみならず、文化や社会といった側面でも、批判と建設の統一が重要であると論じている。「その要点は『建設、創造なきヘゲモニー闘争』はありえない、ということであり、変革主体にとっては批判的能力のみならず建設的・創造的能力の形成・成熟が

常に問われるということである」⁹⁸⁾。

第5章第4節で見たように、「上」から「下」へ与えられるだけの過程では、「批判的能力のみならず建設的・創造的能力の形成・成熟」は困難であろう。

さらに、農民も懐柔されているは、やはり、「人格を尊重されるに値する人間に」なれないであろうし、「批判的能力のみならず建設的・創造的能力の形成・成熟」は同じく困難であろう⁹⁹⁾。

本論文で論じた工場委員会の倉敷紡績内での不設置等は、生産手段の現場に生きる労働者が構成する社会からの意見の反映による市場経済への異議申立て等よりも、市場経済における競争力の強化または重視を第一に考えた資本の論理、又は、支配者としての「家父」の論理であったのではないか。1930年の棧敷よし子等のスト等による1930年代の一連の反乱は当時の資本、又は「家父」の論理による社会状況が惹起した一企業内での生きた社会の抵抗だったと言えよう¹⁰⁰⁾。

同時に、1930年代は、労働運動が圧殺され、社会が国家に抵抗できなくなり、国家が社会を異議申し立てなく参加させる（動員する）ファシズムという名の包括的抑圧体制の時代に日本全体が突入した時代でもあった¹⁰¹⁾。

第5節 ファシズム化する日本

「倉敷一般労働組合」が倉紡万寿工場を工場法違反として告発した1937年（本論文「上」第5章第2節参照）には日中戦争が起こり、日本の中国侵略が本格化していた。翌1938年には国家総動員法が施行され、1940年には大政翼賛会が成立し、政治経済両面で、日本の軍国主義化のための包括的抑圧体制化、換言すれば、全体主義国家化が完成していた¹⁰²⁾。

以上に至る前の1936年には、労働運動、農民運動が激化していた¹⁰³⁾が、同年には、メーデーや軍直轄工場での労働者の労組加入が禁じられ、労働運動等はこの後、減少していくことになる¹⁰⁴⁾。翌1937年には、総同盟は「罷業絶滅」を宣言するに至った¹⁰⁵⁾。大政翼賛会成立と同年の1940年には、総同盟は自発的解散に追い込まれた¹⁰⁶⁾。労組の多くは軍や特高警察の弾圧で破壊されてしまっていた¹⁰⁷⁾。又、全協も1934年頃には弾圧によって、全国的な組織としては、壊滅状態になった¹⁰⁸⁾。

その一方で政府と軍によって、1938年以降、全国の主要な工場等に、「産業報国会」が設置された。「産業報国会」は、当初、戦争協力のための労働者大量動員の妨げとなる労働争議防止のための労使双方の代表による懇談会の提唱とされる¹⁰⁹⁾。しかし、その性格は「階級的な労働組合主義を排し、『労資協調』からさらに進んで、超国家主義的な報国精神と、封建的な労使関係の再建をめざす『事業一家』のイデオロギーを労働者の間にうえつけよう」とするものであった。総同盟解散の同年、各地の産業報国会が統合されて、「大日本産業報国会」が成立した。大日本産業報国会は、綱領で、「皇国」としての祖国への全産業一体による労働を通しての報国をうたっていたが、これは、労働運動を壊滅させた特高警察等の強権によって支えられていたのであり、労働者の自主性は全く無かった¹¹⁰⁾。

階級闘争排除による「労資協調」と「事業一家」による「超国家主義的な報国精神」や封建的労使関係の再建は、無論、中国侵略に始まる一連の戦争遂行の為の手段であり、思想であったと言えよう。国内で階級対立があっては、挙国一致的な団結はできないからである。その「挙国一致」の敵は、中国その他の連合国諸国であったことは言うまでも無い。つまり、労資（労使）が階級対立等の利害対立を超えて共通の敵と戦うという構図である。

この構図は、戦時中、例えば、日本の同盟国であったナチス・ドイツにおいても現われた。

棧敷よし子等の反乱があった1930年、ドイツでは国会選挙が行なわれている。この時の勝利者はナチスであった。「国民（ないしは民族）社会主義ドイツ労働者党という正式名称にあるように、『社会主義』を標榜している」¹¹¹⁾ ナチスは、共産党からの盗用による「反体制、反資本主義のイメージを強調して」いた¹¹²⁾。共産党が資本家を敵としているのに対し、ナチスにおいては、資本家は「胸にダヴィデの星のあるユダヤ人のイメージにすり替えられ」ていた¹¹³⁾。又、ナチスは「われわれは第一次世界大戦で一緒に戦った塹壕の仲間ではないか、ということを強調する『塹壕社会主義』を訴え」ていた¹¹⁴⁾。

ナチスのこうした主張に対し、ドイツ共産党は、選挙ポスター等において、「労働者と農民が取っ組み合いの喧嘩をしているなら、資本家とユンカーは御殿だって買える。農民と労働者が団結するならば、金持ちたちはしっぽをまいて逃げ出すだろう」と訴えた¹¹⁵⁾。本論文中でも分析している労農提携による階級闘争を訴えているのだと言えよう。

序章で紹介したように、「社会主義に関心を持っている」とされる孫三郎ではあったが、階級闘争を憂え、労資協調論者であった彼が、労農提携（労農同盟）型の階級闘争的社会主義を支持するとは思われない。

当時の倉敷に、孫三郎（大原家）－労農階級の共通敵が存在していたという話を管見では見ない。故に、本文中でも見て来たように、孫三郎は「社会政策」や「福祉」をある程度、担うことで、自ら「家父長制」的「国父」となり、支持を集めようとしたと言えよう。無論、体制そのものへの抵抗は認めることは出来なかったのであろう。それ故、大原家支配下の倉敷近代において、「労働者と農民が取っ組み合いの喧嘩」していたとは思われないが、大原家は、農民への懐柔という形等によって、労農分断を図ろうとしたとは思われる。又、労働者等の生きた社会の抵抗は大原家と結びついた（国家権力の機構であった）警察の弾圧によって、圧殺されたといえよう。棧敷よし子等への弾圧は、その象徴であったと筆者は考える。

本論文では、「コ・プロダクト」と称する地方分権による市民参加型の自主管理について、論じて来たが、「地方分権は必ずしも地域的なものだけではない。地方政府や地方自治だけがその形ではない。西ヨーロッパでは産業民主主義と産業の中での労働者の参加の運動は、もっとも重要な最近の変化のひとつです。それは部分的には、民主主義とは個々の日常生活における習慣において意味をもつという議論がゆきわりつつあるということの結果でもある。したがって、職場と地域という現代社会において自分たちが生活しつつある二つの現場における民主主義の実現が大切であるということになるわけ」である¹¹⁶⁾。

「工場委員会」の設置要求の運動は、戦前期の日本における「職場」での「民主主義の実現」に向けた動きであったと言えよう。孫三郎が社長を勤めた倉敷紡績では、これまでに論じて来たように、その動きを否定した。「民主主義の実現」という点から、この点は一考してみる必要がある。

その後、生きた社会が、声を上げることが可能になるようになるのは日本敗戦による第二次世界大戦後を待たねばならなかった。

終章 「自主管理としての市民社会」の理念

本論文では、主として、戦前の倉敷を、大地主兼資本家の大原孫三郎又は大原家－労農階級の関

係に的を絞って論じて来た。

本論文の主人公でもある孫三郎は、倉敷紡績ならびに、同社から1926年に分離し、独立企業となった倉敷絹織¹¹⁷⁾の社長を1939年に辞任した¹¹⁸⁾。後を継いだのは孫三郎の長男・総一郎(1909-1968)であった¹¹⁹⁾。その4年後の1943年1月、孫三郎は世を去った。既に、その2年前の1941年には太平洋戦争が勃発し、日本は戦時体制の下にあった。

敗戦後、1945年には、労働組合法が公布され、翌年実施された。戦時中の抑圧は解体され、労働運動は自由になった。GHQの占領政策は、日本民主化の一環として、労組の結成や発展を育成したのみならず、同じく民主化という理由から、結成当初から非合法であり、戦時中、投獄されていた日本共産党員を釈放した。

釈放された日本共産党員の徳田球一、志賀義雄等は、活動を開始したが、これについて、総一郎は「軍国主義に代って、同じように人間性を無視した暴力的な革命の旗印を掲げる共産主義が日本を席捲する危機を、いち早く感じ取っていた」とされる¹²⁰⁾。総一郎は非マルクスの社会主義であるフェビアニズムを主張し、マルクス主義に批判的に行動した¹²¹⁾。確かに、科学的社会主義を提唱し、『共産党宣言』を世に問うたマルクス主義には、本論文で検討したような批判もある。しかし、マルクス、レーニン、ブハーリン、トロツキー、グラムシ等は皆、デモクラットであり、民衆中心の社会を構築すべく、社会を見ていたことは評価されるべきであろう。ここには、一部のエリートによる統治ではない民衆自身による自主管理の思想があった。さらに、大原家や総一郎について、以下のような評論がある。

「戦後の日本では財閥解体にはじまり、きびしい相続税の実施により、有産階級は根絶やしにされかかっている。その上に社会主義思想が通俗的形で日本人全体に浸み込んでしまった。……

—金持を貧乏人にしたからといって、貧乏人が金持になれるわけではない。

現代人はマルクスから始まった嫉妬や怨念を捨てるべきだと思う」。

このように論じた上で、この評論の著者は「有産階級の消滅が、今日、日本にすぐれたエリート、指導者がいない原因のひとつ」であるとして、今世紀(21世紀)は、「有産階級の創出に真剣に取り組むべき」と主張している¹²²⁾。

筆者は一部のエリートに皆が率いられ、ついて行くという構図を好まない。民衆一人一人が主人公である社会を支持する。例えば、十月革命の指導者レーニンもその為の政治を主張したと思われるし¹²³⁾、1901年結成の社会民主党もそれを目指したと言えるのではないか。「マルクスから始まった嫉妬や怨念を捨て」、「すぐれたエリート、指導者」を創出するために、「有産階級を創出」するならば、エリート候補の有産階級の為に、例えば、一般市民が納税した税金が「エリート」の教育と育成に重点的に使われ、エリートとして、多く教育を受けた人々と、それ以外の人々との間に経済的格差が生じよう。そうでありながら、市民は無批判に、「エリート」についていく政治や経済を含んだ社会が出現するのではないかと危惧せざるを得ない。「現代人はマルクスから始まった嫉妬や怨念を捨てるべきだと思う」という言葉に、筆者はそうしたものを感じてしまうのである。そのような社会や体制はデモクラシーではあるまい。マルクス等の問題提起は、そうした体制へのアンチテーゼであったと言えよう。第2章第2節の繰り返しになるが、「経済の領域では、市場は統制されねばならず、投資は計画されねばなりません。こうした強い要求は、私たちの環境にたいする関心の高まりによって拡大します。政治の領域では、国家権力の増大は、小規模でより直接的参加的な活力のある市民社会の成長によってのみ抑止できます」という概念が重要であろう¹²⁴⁾。

筆者は「エリート」の創出よりも、民衆が社会の主人公であることを前提として、有効に機能する政治、社会システムの創出が重要であると主張して、一旦、本論文を終わりたい。

注

- 1) 「大原三代 美術とアカデミズムの都」前掲雑誌、p.280
本論文は、本文冒頭でも述べたように、「上」からの続編である。本論文に出典が見つからない場合は「上」(『立命館文学』644号)を参照されたい。
- 2) 前掲『経営貢献と社会展開』、p.279
- 3) 前掲『賀川豊彦』、p.136
- 4) 青木恵一『日本農民組合運動史』大衆公論社、1931年、p.32
- 5) 同上、p.33
- 6) 前掲『賀川豊彦』、p.145
- 7) 同上、p.146
- 8) 前掲『日本農民組合運動史』、p.36
- 9) 同上、pp.36-37
- 10) 大日本雄弁会『賀川豊彦氏大講演集』大日本雄弁会、1926年、pp.278-280
- 11) 前掲『日本農民組合運動史』、pp.43-45
- 12) 同上、p.169
- 13) 前掲『岡山県労働運動資料 上巻』、p.177、182。賀川豊彦等も、「農民組合の趣旨宣伝の演説」をした(同書、p.190)。藤田農場では1921年から、小作料をめぐる紛糾し、農民組合が結成された。日本農民組合はこれと連絡を取り、小作農民側を全力で支援した。地主側は、指導的立場にいる者の小作契約解除や、小作農民側が、小作側の取分として、5割の脱穀を強行したことから、刈稲差し押さえと立入禁止の仮処分が為される等した(前掲『賀川豊彦』、p.146)。
藤田争議の全体像に関しては、同書 pp.164-222 の他、前掲『岡山県労働運動史』(pp.94-95)を参照。
- 14) 前掲『地方自治のはなし』、pp.58-60
- 15) 前掲『賀川豊彦』、pp.151-152
- 16) 賀川豊彦『賀川豊彦全集 24』キリスト教新聞社、1964年、pp.61-62
- 17) 「北に西に拡大する党」『無産者新聞』1926年7月24日
- 18) 「賀川君の共産主義 珍妙な四か条」『無産者新聞』1926年7月31日
- 19) 花崎皋平「『ゴータ綱領批判』-マルクスの未来社会像」望月清司他著『マルクス 著作と思想』有斐閣新書、1982年、pp.248-249
- 20) マルクス著、木下半治著『フランスの内乱』岩波文庫、1995年、p.95
- 21) 前掲『国家と革命』、p.162
- 22) 前掲『国家と革命』、p.40
- 23) 同上、p.124
- 24) 同上、p.36
- 25) 同上、p.125
- 26) 同上、p.40
- 27) 同上、p.18
- 28) 同上、p.27
- 29) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.57
- 30) 前掲『賀川豊彦』、p.154
- 31) 立花隆『日本共産党の研究(一)』講談社文庫、1983年、pp.163-164
前掲『賀川豊彦』、pp.153-155
賀川豊彦は、「温和な農民組合それ自体が、評議会それ自体に引付けられようとしている所は、左翼の人々は共産系の人が多い」と話している(前掲『賀川豊彦全集 24』、p.71)。当時は、日本共産党が「唯一の共産主義革命運動体」(前掲『日本共産党の研究(一)』、p.35)であったことから、賀川の言う「共産

系」とは日本共産党のことであろう。

- 32) 前掲『賀川豊彦』、pp.154-155
- 33) 同上、p.155
- 34) 前掲『新修倉敷市史 第六巻』、p.54。中西啓之氏は、大正末期の男子普通選挙制度による地方自治制度の実現について、「日本の資本主義の急速な発展、農民層の分解と都市労働者の増大、ブルジョアジーの形成、国民教育の普及といった社会の激動の中で、もはや明治の時代の古い身分的、地主的な地方自治制度は維持することができなくなってきたことによるものと論じている。又、「大正末期の男子普通選挙制度による地方自治制度の実現」は、労働者や農民の地方自治への進出のきっかけとなったと論じている（『地方自治のはなし』新日本新書、1984年、p.60）。
- 35) 前掲『新修倉敷市史 第六巻』、p.53
- 36) 同上、p.53
- 37) 同上、p.53
- 38) 神立春樹「戦前期倉敷市域の住民構成－『国勢調査』にもとづく検討」『倉敷の歴史』第2号、1992年3月、p.61
- 39) 井上太郎『大原総一郎 へこたれない理想主義者』中央公論社、1998年、pp.147-148
同書は、以下、『大原総一郎』と略す。
- 40) 「争議権の確立と自作農創設反対」『無産者新聞』1926年7月31日
- 41) 「社説」『無産者新聞』1928年10月15日
- 42) 「大原三代 美術とアカデミズムの都」前掲雑誌、p.281
- 43) 前掲『善意と戦略』、p.133
- 44) 西門義一編『大原農業研究所史』財団法人大原奨農会、1961年、p.12
- 45) 前掲『大原農業研究所史』、pp.12-18。この他に、前掲『大原総一郎』、pp.148-149、前掲『善意と戦略』、p.135、等を参照。
- 46) 岡山県内務部『岡山県小作慣行調査』1914年、pp.10-17
- 47) 前掲『岡山県小作慣行調査書』、p.18
- 48) 前掲『新修倉敷市史 第五巻 近代（上）』、pp.748-749
- 49) 前掲『大原総一郎』、pp.147-148。同書の著者である井上太郎氏は、孫三郎の自作農創設の試みを、戦後の農地改革の先駆であると評価している。
- 50) 労働科学研究所は、不況になると、その閉鎖が言われた。そして、1930年、倉紡の経営が危機的になると、同年7月4日、労働科学研究所は倉紡から切り離され、孫三郎の個人経営となった（前掲『回顧六十五年』、p.228）。これを可能にするためにも、小作料等の収入は欠かせなかったのではないか。
- 51) 前掲『社会主義への道』、pp.25-26
- 52) 本章第1節で論じたように、小作争議の「中心地であった」岡山では、日本農民組合結成の影響を受けて、1922年、小作争議が県内で115件を数え、昭和恐慌後の1934年から38年に到る時期と並んで、ピークに達していた（前掲『新修倉敷市史 第六巻』、p.375）。この時、日本農民組合は「小作料永久三割減」を主張した。『新修倉敷市史 第六巻』によれば、この闘争が、当時の「地主側が固執してきた地主六〇%、小作人四〇%という取分比が逆転する結果を招来することが予想された。このため、両者は各地で、地主対全小作人というお互いの命運をかけた闘争を展開することになった」（同上、p.379）。
これらの闘争によって、日本農民組合が衝突した岡山県内の大地主として、県内各地に600町歩を有する野崎家があった。野崎家が土地を所有する地区の一つに、福田村があり、農民を「貯蓄組合員」として組織していたが、1922年4月、日本農民組合福田支部ができると、小作料を永久に3割減とするための闘争が展開された。同年が凶作であったことが原因であるが、組合に組織された農民は、地主側の小作米の3割の永久軽減の要求や貯蓄組合からの脱会等の活動を行い、小作料永久3割減要求に地主が応じなければ、小作料納入を拒否する等の行動に出ていた。又、貯蓄組合脱会の行動に対しては、殆ど施策できない状態になっていた。農民側の主張を受容すれば、その要求がさらにエスカレートする可能性がある他、将来的には他の農民も運動に加担する可能性があり、農村への影響は甚大であった。野崎家は、この争議は社会主義思想に立脚し、「旧来の温情主義」では解決できないとし、「社会」や「当地百年の計」のために、

訴訟に訴え、正面对決する決意を固めた。野崎家のこの態度は、福田村の他の地主にも波及し、「農事研究会」を組織し、地主として、日本農民組合に対抗していくことになった（同上、pp.379-381）。

結果として、野崎家が起こした訴訟は、原告（野崎家）の勝訴に終わった。農民側は敗訴に意気消沈し、提訴時とは比較にならない状態となった。野崎家は、日本農民組合への勝利を宣言し、訴訟の力が大きいとしつつも、普段の「温情主義」の影響も強いとした。（同上、pp.383-392）。

本文中に見るように、孫三郎の配下の小作農民に対する施策はこのような反乱が起きることを未然に防がんとするものであったのではないか。

53) 同上、p.26

孫三郎は倉敷紡績労働者に対しても、団結を防がんとしていた可能制もある。「倉敷紡績の職工待遇法」は、社宅は全体が9組に分割され、1カ月2円の手当を得て任命された区長が各組を管理していると述べている。区長は「組内の平和、衛生、掃除、風紀等に対する責任を負っているは勿論、組内の職工出勤率に就いても競争的に其努力奨励を促しているのである。

即ち各組には、組別の職工出勤成績表があって、日々の出欠率が記入され、これを事務所内の或る所に掲げて、各組の区長をして閲覧せしめ、以て自組内の成績を競わしめる」（pp.323-324）のであった。

54) 第1章で、先行研究者として紹介した大津寄勝典氏は、孫三郎の祖父や父・孝四郎が活動した明治時代には、大原家は小作料の納入は米納であった（東京大学社会科学研究所編『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』東京大学社会科学研究所、1970年、p.145）ものの、明治末期から大正にかけて、金納へと方向転換した、と論じている（前掲『経営展開と社会貢献』、p.283）。

55) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.266

同書では、大原奨農会は「大原家奨農会」になっているが本論文では「上」から「大原奨農会」と表現したことから、「下」でも「大原奨農会」とした。兼田麗子氏も、同会を「大原奨農会」としている（『善意と戦略』 pp.131-135）。

56) 前掲『社会主義への道』、pp.162-164

57) 前掲『経営展開と社会貢献』、pp.271-272

58) 田口富久治『政治学の基礎知識』青木書店、1990年、p.141

J= リンス著、高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年、p.152

さらに、権威主義体制の特徴として、「限定された多元主義」が指摘できる。「いくつかの体制は、限られた数の自律的集団や機関の政治参加を制度化するところまで進み、それらの出現を促進さえするが、どの集団がどういった条件下で存在を許されるのかということを経営的に支配者が限定する点は疑うまでもない」（同上、pp.143-144）のである。

59) マックス＝ウエーバー著、世良晃志郎訳『支配の社会学2』創文社、1962年、pp.391-392

60) 「倉敷王国 大原三代」前掲雑誌、p.362

61) 前掲『永遠なる青春』、p.41

62) 前掲『社会主義への道』、p.34

63) 同上、p.34

64) この問題において、ブハーリンは労働階級と農民階級の同一ブロックへの結合、このブロックでは、労働階級が指導権を握ること、労働階級の内部では××（共産）党が指導権を握るべきと論じている（前掲『社会主義への道』、p.33）。

65) 前掲『社会主義への道』、pp.40-41

本文中の1905年の事件は、「血の日曜日」事件と言われる。日露戦争（1904年開戦）の中止や労賃値上げ、労働時間短縮等を平和裏にツアー（ロシア皇帝）に請願したところ、ツアーから派遣された軍が発砲、当時のロシアの首都・ペテルスブルクは流血の惨事になった他、ロシア全土に反乱が拡大し、各地の農村でもストが起こった。この時、初めて、労働者の代表機関として「ソビエト」が結成された。ソビエトは直後にツアー政府によって弾圧されるが、1917年に復活することになる（前掲『ロシアとソ連邦』、pp.297-300）。

66) 「戦前期倉敷市域の住民構成 - 『国勢調査』にもとづく検討」前掲雑誌、p.62

67) 岡山県内の他地域でも、工業化が進んだ地域では、「工業」従事者が農業従事者等を上回る傾向を示し

ている（同上、p.62、69-70）。

68) 坂本忠次「大正デモクラシーと倉敷の人々」『倉敷の歴史』第1号、1991年3月、p.77

69) 前掲『岡山県史 第28巻 政治社会』、pp.970-971

70) 「大正デモクラシーと倉敷の人々」前掲雑誌、p.79

71) 「倉敷市政研究会」は、事実上の機関紙として『倉敷民報』を発行していた（坂本忠次『大正デモクラシーの経済社会運動』お茶の水書房、1990年、p.294。坂本氏によれば、『倉敷民報』は1930年8月25日に発行されたものの、現在、2号までしか見つかっておらず、同会が何時まで活動を続けていたかは不明である。同上、pp.294-295）。その創刊号（1930年8月25日）に「倉敷市診療所問題」という記事がある。この記事では「医療の社会化」（前掲『岡山県史 第28巻 政治社会』、p.970）が主張されている。同記事は不況の中、財源の捻出が問題であるとして、「一体費用は我々市民が負担するのである。そこに一般市民としての要求は、最小限度の費用によって、最大の効果を挙げ得よう努力しなければならぬ」と主張していた（同上、p.968）。「医療の社会化」とは、誰もが利用できる診療所の開設という意味と同時に、医療への市民参加を主張したのではないか。同記事は、倉敷市当局の診療所設置に関する案を「市民の意思を無視する姑息案であり暴案である」と批判（同上、p.969）している他、「市民大会、演説会」の開催、処方箋の公開等を主張（同上、p.970）し、又、記事の題名は「倉敷診療所の問題 市民監視の眼を忘れるな」となっている（同上、p.968）。

この動きは、医療の分野において、「行政への被行政者の有機的参加による、行政の組織的な開放」（前掲『社会主義契約論』、p.256）を求める動きが戦前に発生していたとも解釈できよう。換言すれば、第2章第2節で紹介した黒沢惟昭氏の主張する「コ・プロダクト」の概念が戦前の倉敷で発生しつつあったとも解釈できよう。同時に、生きた「市民社会」からの異議申立てというべき政治行政におけるこれらの動きに対し、孫三郎が如何に反応したかは不明であるが、第1章第2節で紹介したように、「岡山県の政治、経済、言論、すべてを掌握していた」孫三郎にとっては、自らの支配を掘り崩す存在と写ったであろうか。それとも、ある程度は放任、許容したのだろうか。医師でもあった重井鹿治は、1936年、「行政を動かして、その年内に庶民のための『実費診療所』を開設している。診療所の位置は大原美術館の斜め前」（「より良き医療をめざして 創和会重井病院のなりたち『父と子』」前掲『秋色清香』、p.180。原文は『創和会創立30年誌』1988年、所収）であった。行政が孫三郎に掌握されている以上、孫三郎の影響がなかったとは考え難い。孫三郎の戦前における政治行政の掌握に関する具体像が、今後、先行研究を踏まえつつ、研究されるべきであろう。

72) 杉山元治郎「農民組合運動史」前掲『秋色清香』、p.487

73) 「小樽におけるたたかい」前掲『秋色清香』、pp.55-56。原文は『北海道農民組合運動五十年史』所収。

74) 「磯野農場争議」（1926-1927）は、小樽に居を構え、小樽商業会議所会頭を務め、海産物商を営んでいた資本家で富良野に地主としての農地をも有する磯野進と、富良野の小作農民の間での闘争であった。大凶作であった1926年、磯野の土地の小作農民42戸が小作料引き下げを主張したのに対し、地主としての磯野は逆に小作料引き上げを通告した。農民は小樽まで来て、磯野進と交渉しようとしたが、裁判官、道庁役人、検事、警察は全て、地主側の味方であった。警察に至っては「人民を敵にした資本家の走狗」を公言する始末であった。小作農民が磯野に対して交渉しても無回答であった。小作農民達は、小樽の労働者や市民に支援を求め、本文中にもあるように、労農提携の闘争が展開された。小樽では磯野の会社商品の不買運動や船荷の陸揚げ拒否等が展開された。市内デモも行なわれた他、他の企業にも運動は拡大し、小樽はゼネスト状態になりつつあった。小樽の資本家側は苦しみ、磯野進に「善処」を求めざるを得なくなった。結果、小作農民の要求が受け容れられ（1927年4月9日）、闘争は小作農民の勝利に終わった（「蟹工船・多喜二ノート（78）」『人民文学界サイト』<http://d.hatena.ne.jp/kobayashitadao/20100212/p1>）。この闘争では農民の闘争を労働者が支援する形になったが、本文中にも記述したように、倉紡万寿工場の労働者の闘争を農民が支援する形での“労農提携”が実現していたならば、闘争の結果は変わっていたかもしれない。この他、磯野農場争議については、倉田稔「不在地主：磯野小作争議下」（『商学討究（2000）』50、2000年2月25日 http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/bitstream/10252/582/1/ER_50%282-3%29_19-44.pdf）等を参照されたい。

75) 同上、pp.57-58

76) 岸伸子「“重井しげ子”と北海道」前掲『秋色清香』、p.84

「労働者の後援！！小作人勝つ」『無産者新聞』1927年4月16日

77) 堅田精司「雪原の農民組織者」前掲『秋色清香』、p.65

78) 重井鹿治は、1936年には、倉敷市議選に出馬して当選している。さらに、翌1937年には、社会大衆党（1932年結成）から衆院選に出馬し、当初、次点だったものの、民政党代議士・西村丹治郎（岡山県高梁市出身）の急死で、繰り上げ当選となった（前掲『治安維持法』に戦前の主要政党の離合集散に関する系図有り）。しかし、その年の人民戦線事件（1935年、モスクワで開催されたコミンテルン〔国際共産党、1919年結成〕第7回大会は、日、独、伊におけるファシストの台頭に対抗するとして、幅の広い統一戦線を結集するとして、「人民戦線」を承認した〔前掲『ロシアとソ連邦』、p.365〕。日本でも、人民戦線結成の動きはあったものの、既に日本共産党は壊滅状態にあり、社会大衆党は、日本の実情にそぐわないとして、この取り組みを拒否した〔前掲『昭和史』、pp.141-146〕。しかし、岡山県では、社会大衆党を含めた人民戦線の顕著な運動が見られた。重井鹿治も運動に参加したものの、1937年12月15日に検挙された。その後、社会大衆党は1940年には、解散した〔前掲『新修倉敷市史 第5巻 近代（上）』、pp.295-297〕で投獄されていたため、38年には辞職している。その後、太平洋戦争中は南方に送られる等したが、戦後は、日本社会党から出馬し、衆議院議員を1期つとめた。

重井鹿治-孫三郎については、両者は必ずしも、対立的立場にあるとは限らないかもしれない。重井鹿治は新聞への寄稿で「大原さんの進歩的資本家としての遺産である大原社研、大原農研、労研に関係のあった学者の群像が、日本の政治、経済、思想に与えた影響は大きく、その功績は偉大なるものがある」と評価し、又、革命も財力の果たす役割が大きいとして、ロシア十月革命や毛沢東の革命への財閥の支援の例を挙げつつ、孫三郎が戦後も健在ならば、山川均中心の民主人民政府樹立が実現したかもしれないと述べている（「大原孫三郎と山川均と私（上）」前掲『秋色清香』、p.141。原文は『倉敷新聞』1964年7月23日所収）。

重井鹿治は、個人的には、孫三郎の言動の背後にある種の「進歩性」を認めていたのかもしれない。重井鹿治に、倉敷に居を構えて活動したらどうかとすすめたのは倉敷出身の左翼活動家・山川均である（「追想 重井鹿治」前掲『秋色清香』、p.166）。山川均は、孫三郎とも青少年時代、交友関係にあった（「大原孫三郎と山川均と私（上）」）。重井鹿治夫人・しげ子も、孫三郎は「倉敷が生んだ偉人」と評価している（牧瀬菊枝「藤田農場争議のころ・重井しげ子さんに聞く」前掲『秋色清香』、p.229。原文は『思想の科学』NO29、1974年4月所収）。上記三者の個人的関係等については他日としたい。

79) 前掲『永遠なる青春』、p.50。本文中の「通ぎ」は「過ぎ」の誤りと思われる。

80) 前掲『アントニオ・グラムシの思想的境位』、p.28

81) 前掲『共産党宣言』、p.82

82) 同上、pp.83-84

83) 「倉敷町衆の目覚め」前掲書、p.387

84) A = トフラー著、徳岡孝夫監訳『第三の波』中公文庫、1992年、pp.91-93

85) トロツキー著、藤井一行訳『裏切られた革命』岩波文庫、1993年、pp.179-181

86) 前掲『回顧六十五年』、pp.265-266

倉紡共存組合の設立は、その前身として、第1章第1節で論じたように、1915年12月に、倉紡共済組合が実施されたことに始まる。孫三郎の指示によって設置、実施されたものである（前掲『経営展開と社会貢献』、pp.73-74）が、先行研究では、労組の動き、又は労働者の側からの設置要求があったという記事を見ない。経営側が労働者側に与える、という形での「上」からの付与であったと考えられるが、本文中にも見たように、倉紡共存組合には、「労働組合と共済組合との中間的性格」が与えられていた。

労働側の要求を受ける前に、ある程度、労働者の福利厚生に配慮することで、懐柔策をとると同時に、共存組合を全社員で構成し、役員は、準組合員（職員）から選出された者が過半数を占めるようにしたのは、同じく第5章第4節の注内で見つ「自主的工場委員会」的な展開がなされるのを警戒したためではないか。

87) 既に第2章第2節で紹介したクルップの金庫においては、「労働者代表は著しく金庫業務に限定され、労働者の苦情の伝達業務になっている。この意味において、後に見るハニエルの場合における同権的労働者

理事会と対照的である」と指摘されている（前掲『ドイツ共同決定の生成』、p.99）。

ハニエルは、冶金工場等を有する商会であった。1867年1月1日の「定款によると（共済）組合の機関は、5年に1度選ばれる30人から成る委員会と理事会である。理事会は議長である工場所有者と14人の代表から構成される。14人の代表のうち7人が企業者によって選ばれ、他の7人が委員会によって選ばれることになっている。これは単に金庫の管理のみならず、利益代表として相互の調整をはかる協議機関となっている」（同上、p.104）。『ドイツ共同決定の生成』の著者・佐々木常和氏は、クルップの制度には、「一方で社会的保障を与え、他方で労働者の団結を抑えんとした」（同上、p.99）性格があったことを指摘している。大津寄勝典氏は「日本が工業化で西欧に学んだものは、機械、技術だけではなかった。労務管理の面でも多くを見倣った」と論じている（前掲『経営展開と社会貢献』、p.77）。「見倣った」ものの中には、労働者に対する経営者本位の統制という意味での組織管理の方法もあったかもしれない。孫三郎がなぜクルップに関心を持ったのかについて、これらの点からも検討が必要であろう。

- 88) 十月革命後、ソ連では、「労働組合論争」と言われる論争が起こっていた。革命後、反革命勢力との内戦状態の中で、反革命勢力との戦いの前線に全力を投入するため、経済の厳格な管理、国有企業長の任命制等、集権的な体制が採られた。さらに、トロツキーは労働者を軍隊の規律を維持した状態で、生産活動に投入した。「労働の軍隊化」である。こうした措置は労働者の不満を募らせ、一部の労組指導者を中心とした「労働者反対派」と称するグループを生むに至った。彼等は、国有企業の管理の労組への即時引き渡しや合議制の実施等を要求した。レーニンは、その主張に反論し、労組による管理の即時実行は、労働者が管理能力に欠如している現状から、生産低下や経済混乱等を招く危険があると主張した他、トロツキーは、労働者に知識や経験の無い状態での合議制の導入は無益有害であり、労働者の水準が向上するまでの「官僚制」が必要だと主張した。

しかし、トロツキーは、労働者の水準向上の為に、経済計画を作成することや実行手段の決定等への労組の参加を要求した。少なくとも、経済管理機関に労組代表が参加することを主張した。トロツキーは管理機関と労組の分離は、労働者の生産への関心をさせ、自主管理能力の向上にとって好ましくないと考えていた。トロツキーは、水泳は自ら泳いで身に付けるのと同様、労働者は企業管理の中で企業管理を学ぼう、と考えていたのである。これに対し、レーニンは労組を「共産主義の学校」と称しつつ、その役割を「生産宣伝」や「規律裁判」といった二義的な領域に限定しようとしたとされる。故に、レーニンの「学校」は実習を伴わない、と批判する声がある。しかし、レーニンは国家が官僚主義的に行動する場合、労働者国家においても、労組にスト権が認められるべきだとした（上島武他著『トロツキーとゴルバチョフ』窓社、1987年、pp.54-57）。「工場委員会」を認めず、ストを弾圧し、農業分野においては、「大原奨農会」等で任命制の人事をうたっていた孫三郎には、レーニンやトロツキーのような経済民主化の発想はなかったのではないか。その意味では、孫三郎の発想は「成熟した市民社会」と対立しているのではないかと考えざるを得ない。

- 89) 権力を（共産）党ではなく、ソビエトに与えよ、と要求して起こった赤軍内部の水兵反乱。和田春樹他『社会主義の20世紀』第4巻（日本放送出版協会、1991年）、pp.20-22、前掲『ロシアとソ連邦』、pp.339-340、参照。
- 90) 1921年のクロンシュタットの反乱の時点で、ソ連経済は破綻状態となり、その再建のために、市場経済導入が必要となっていた。しかし、政治面では、一元化政策が採られ、反対派となり得る勢力は厳しく弾圧された（和田春樹『歴史としての社会主義』岩波新書、1992年、p.58）。レーニンにとっては、クロンシュタットの反乱は、政党組織の自由の回復か、部分的な資本主義復活か、のどちらかを迫るものであった。レーニンは後者を選んだ。「この時点では、政治組織の自由の、たとえ部分的回復であっても（社会主義政党の復活だけ認めたとしても）、資本主義を全面的に復活させる危険をおかす結果になったであろう」（G=マルチネ著、熊田亨訳『五つの共産主義（上）』岩波新書、1972年、p.58）。

「独裁」と「経済自由化」の問題は、中華人民共和国建国以降の中国で勃発した文化大革命で象徴的に現われたのではないか。中華人民共和国建国以降、国家主席の毛沢東は、1950年代、農業集団化として、農業合作社を組織し、さらに、人民公社化を推進していた。しかし、問題は大きかった。例えば、「公有化」の程度として、「貧しい生産隊と豊かな生産隊の所得を公社レベルで平均分配する偏向、公共蓄積の名において、過大な無償労働を強要すること、生産隊や農民の財産を無償で公社の所有に帰すことなどが、

が広範に行なわれた。……また私有制の残滓の一掃という名目で、自留地が集団経営に移され、家庭副業が禁じられ、自由市場も閉鎖された」(矢吹晋『文化大革命』講談社現代新書、1989年、pp.57-58)等がなされたが、鉄工生産量において、15年で英国に追いつくとした「大躍進」政策の失敗と相俟って(小島晋治、丸山松幸『中国近現代史』岩波新書、1986年、pp.221-230)、経済面では自由化政策に転じざるを得なくなり、自留地や自由市場の復活、戸別の生産請負制が導入され、劉少奇、鄧小平がその任にあたった(前掲『文化大革命』、p.66)。これを不満に毛沢東は、劉少奇や鄧小平を「党内の資本主義の道を歩む実権派」と非難し、その打倒のため、1966年に文化大革命を発動した(前掲『中国近現代史』、pp.253-257)。文革当初、毛沢東は「資本主義化した」中国共産党への反党を奨励した。一部では、民衆による直接選挙制をも含んだパリ＝コンミュン型の全面民主化の動きが現われた。当初は毛沢東もこうした動きを支持したものの、コンミュンにも(共産)党が無ければならないとして、こうした動きを否定するようになる。1973年の中国共産党規約は「党の一元化指導」を謳い、75年憲法は「党の国家への指導権」と人民の共産党擁護義務を謳っていた(小島朋之『中国共産党の選択』中公新書、1991年、pp.116-118)。中華人民共和国は建国にあたって、労農同盟を基礎とした「人民民主独裁」を規定していたが、毛沢東としては中国共産党解体によって、それが崩れることを恐れたのであろう。つまり、社会の中から「資本主義の道を歩む」勢力の登場を恐れたのであろう。

鄧小平が実権を握ると、改革開放政策が実行され、人民公社は解体され、経済は自由化し、「資本主義の道を歩む」ことになったものの、中国共産党一党独裁は今日に至るまで、堅持されている。鄧小平が、中国共産党の正統性を失うことを懸念したためだとされるが、党の労働者、農民を含む民衆に対する独裁の性格は変わらなかったものであり、その具体例が1989年6月の天安門事件であったといえよう。

その後、中国共産党は、開放政策の下で力を付けた資本家を入党することを許すことを主張し(北村稔『中国は社会主義で幸せになったのか』PHP新書、2005年、p.20)、政治にある程度の多様性が見られるようになった。その意味で、現代中国政治は包括的抑圧体制や全体主義から権威主義体制へ移行し、現在では、イデオロギーを脱した権威主義的開発独裁の党へと移行してきている(渡辺利夫『社会主義市場経済の中国』講談社現代新書、pp.61-64、参照)と言えよう。しかし、未だ、2015年現在も、一党独裁は堅持され続けている。筆者は中国近現代政治史専攻なので、この問題にも強い関心を寄せているが、本論文は倉敷近代史についてなので、この件に関しては、一旦、筆を置く。

91) 加藤哲郎『20世紀を超えて』花伝社、2001年、p.274

92) 同上、p.274

93) 前掲『アントニオ・グラムシの思想的境位』、p.118

アントニオ＝グラムシを生んだイタリアにおいて、「自治体社会主義」と称する思想運動の潮流があったことが指摘されている。例えば、1895年のイタリア労働者社会党(後のイタリア社会党)大会での「最小限綱領」では、公共サービスの自治体移管の他、「公共事業の生産共同組合への優先的配分、労働会議所の設立、八時間労働制の確立、自治体による職業訓練組織の設立、税制改革」等が盛り込まれた。同綱領は、将来の社会主義社会への「象徴的核心としての自治体」としての「自覚の萌芽」として評価される。換言すれば、同綱領は「後発資本主義国としての『上からの近代化』＝集権的国民国家形成への対抗軸としてだけでなく、将来社会としての中核的契機として自治体問題が位置付けられた」のであった(松田博「イタリアにおける『自治体社会主義』とグラムシの社会主義像」社会主義理論学会編『二〇世紀社会主義の意味を問う』お茶の水書房、1998年、pp.256-257)。

グラムシは「支配と従属、指導と同意をめぐる複合的ヘゲモニー関係の場、ヘゲモニー闘争の場であると同時に、政治社会の『再吸収』の諸力の形成の場、将来の自己規律的社会・自己統治の諸契機の形成の場でもある」ものとしての「市民社会概念」を主張したとされる(同上、p.263)。各自治体レベルで、国家、換言すれば中央政府を含めた行政当局による「上」からの命令的、抑圧的性格を変革し、民衆の自己統治社会に代替させようというのであろう。先にも述べたとおり、1930年の「倉敷市政研究会」によって提議された「倉敷市診療所問題」は、倉敷市における医療分野での民衆の自己統治を求める運動であったとも言えよう。しかし、「市民社会」においては、思想言論の自由は、不可欠な要素であり、様々な言論が存在する。当然、「自己規律的社会・自己統治」にそぐわないと思われる言説も出現する。

例えば、評論家の櫻田淳氏は、今日の日本社会の外国人地方参政権の問題について、「地方自治体への

参政権ですが、国政参政権と地方参政権を区別して考えていることが、そもそもナンセンスなのです。これは分けられません。いまの動きは、国政は駄目だけど、地方の参政権だったら、まあいいかという安易な発想にしか見えません。

たとえば、一昨年、『日米防衛ガイドライン』関連法案が成立したことによって、有事にあたって日本が米国に対して協力しなければならなくなりました。具体的に言えば、物資の補給、役務の提供といったように、米軍に対する支援ですね。そのときに、地方自治体が具体的な活動を渋れば、その時点で国のレベルでの支援ができなくなるのです。地方自治体の判断に外国人の意見が反映されて、支援が止まったら、それで日米同盟関係は終わりです。ですから、地方参政権だからといって、軽く考えてはいけません。……地方自治体が動けば、あるいは逆に動かなければ、同盟という国家存立の前提条件を一挙に破綻に持ち込むこともできるのです。そういう危うさを持っている地方参政権を、なぜいまさら推進するのか。私には、よほど平和ボケをしているとしかおもえませんね」（櫻田淳、小浜逸郎『「弱者」という呪縛』PHP、2001年、pp.220-221）。

この議論には、各地域に生きる主人公としての住民、市民よりも、その「上」にある国家の方が優先されるべきという論理があることは言うまでもない。主人公（主権者）と統治機構としての国家の立場が倒立している。櫻田氏は、日本国籍の所有者であれば、全て、「国家」（中央）の政策に賛同するとも思っているのであろうか。外国人参政権については賛否両論あるであろうが、外国人参政権の認められていない今日でも、例えば、沖縄の普天間基地の辺野古移設問題を巡って、沖縄県知事が移設予定先での工事への許可取り消しと中止を命じて、東京の自民党政府と対立している。外国人参政権が無くても中央-地方の対立は生じ得るのであり、その意味では、外国人参政権の否定そのものがそれこそナンセンスである。「国家」（中央）の論理で、物事を進めようというのであれば、櫻田氏本人が言うように、「国政参政権と地方参政権を区別して考えていることが、そもそもナンセンス」だとして、最終的には、地方自治の否定し、生きた社会の反発を抑制するために、強権政治を敷かねばならなくなる。地方自治の問題は、明治以降の中央集権的国家体制への各地方からの生きた社会の反発であり、異議申立てでもあった。

さらに櫻田氏は言う。「日本国というチームの義務の履行を求められていない人々に、参政権を与える必要はないというのが私の基本的な認識です」（同上、p.218）。「チームの義務の履行」とは何なのか。上述の日米同盟で言えば、中央政府の命令を地方自治体、並びに各地域住民は履行し、賛同せよ、ということになる。換言すれば、地方は自らの社会の論理よりも中央政府の立場を優先せよ、という論理である。そこには生きた社会の論理は無く、マルクス主義的に言えば、人間疎外である。第二次世界大戦末期には、沖縄は、国家（東京中央）の捨石にされ、地上戦という究極の人間疎外を味わわれたと言えよう。

櫻田氏のような議論は、やがては、「チームの義務の履行」（中央政府の意向）を拒絶する者からは参政権を没収せよ、という議論にもなりかねない。デモクラシーの原則を脅かす包括的抑圧体制化への道を拓くとも言えるのではないか。

「ポリアーキー」の概念の提唱者であるダールは、地方分権について、以下のように述べる。「私が考えていたジレンマは、中央集権と地方分権のジレンマだったのです。中央集権化によって、中央政府のリーダーや官僚は、いわば自動的に自分たちの決定が国家全体に対して合理的であり、公共的利益に即しているとなることができる。しかし、経験的にいえば、高度の中央集権というものは、極端に政策作成者たちの視野を狭くさせると同時に、システム全体の負担過重をもたらし、また、政策決定から遠く離れた市民全体の疎外感を増大させる結果をもたらします」（前掲『ポリアーキー』、p.306）。

先に述べた沖縄の事例は、「政策決定から遠く離れた市民全体の疎外感を増大させる結果をもたらす」とも解釈できよう。ダールは続ける。

「他方、地方分権ということは、国内の秩序をバラバラにし、素人っぽくてあまり魅力ある政治を生まないように思われる」（同上、p.306）。櫻田氏の論点もこの点にあるといえよう。「しかし、地方分権の政治体制は、それなりに活力に満ちているものである。政策決定のレベルを地方にまで下ろせば、多くの市民が参加でき、その意味で地方の実情に適した賢明な政策決定を行う可能性が生まれる。市民参加ということがほんとに生きるのは地方政治においてですし、……地方政治は自治の技術を備えるために市民を訓練する唯一の場であって、それに代わるものは存在しないのです」（同上、pp.306-307）。この議論は、本文中、第2章第3節で引用した黒澤惟昭氏の議論にも共通するものがある。そして、ダールは「地

方分権をふくまないポリアーキーは、民主主義の名に値しない」(同上、p.307)と切り切っている。

敗戦後、現行憲法公布や地方自治法による、首長や市町村教育委員会の公選制、内務省解体による警察の自治体警察化等の地方自治の保障がなされたものの、朝鮮戦争による冷戦激化で、民主化への“逆コース”が始まり、市町村教育委員会の公選制や自治体警察の廃止による集権化が始まった。「逆コース」とは中央集権の復活でもあった」(田島義介『地方分権事始め』岩波新書、1996年、pp.199-206)のである。換言すれば、戦争の為に社会を抑圧する体制が中央集権でもありえよう。その意味でも、櫻田氏は生きた社会を抑圧することを是とする論者であろう。換言すれば、民意無視論者である。

地方自治について、上記のような発言をする櫻田氏は、「私はビル・ゲイツ並みの大富豪が日本にも生まれるべきだと考えて」(同上、p.38)いるという。この発言は、評論家・小浜逸郎氏との対談の中で出たものである。この対談の司会者は「中産階級というと、『公と私』がきちんと接続されているという印象になります。金持ちの作法と言われましたが、作法とは公共精神に裏打ちされた、公的な振る舞いでもありますね」(p.42)と述べている。この発言に続き、小浜氏は、「一般論として言えることですが、貧乏人に公共精神を持てと要求することは無理なんですね。みんなその日を生きることで精一杯ですから。……では、どうするのか。……櫻田さんの提出されるような富裕階級あるいは中産階級的な人たちが多数形成されて、その人たちが公益事業や、文化・芸術の振興に対して広い視野を蓄えて力を発揮するというあたりが、ひょっとして一番具体的で現実的な提案かもしれません」(同上、pp.43-44)。櫻田、小浜両氏の対談には、民衆による社会の自主管理やその為のシステム構築よりも、一部の「有産階級」による統治の方が優れているという思想があるように思われる。そして、この対談の中で、櫻田氏は孫三郎の大原美術館建設を、「公益事業の投資をやっていた」として肯定している。ある種の、生きた社会の異議申立て抑制を主張し、民衆の自主管理を否定的に見る論者に孫三郎が肯定的に出てくるのは、本文中にも見たように、孫三郎自身が「生きた社会の異議申立て抑制を主張し、民衆の自主管理を否定的に見る」存在だったからであると筆者は考える。

94) 前掲『先駆者』、p.176

95) 松田博、小原耕一「グラムシ・ヘゲモニー概念の展開と現代世界」『立命館産業社会論集』第41巻第2号、2005年9月、p.89

96) 同上、p.90

97) 同上、p.91

98) 同上、p.91

99) 戦前の紡績女工等の問題を『女工哀史』を著し、分析した細井和喜蔵は、紡績会社内での職工教育について、「一言にしていうなれば従順な小羊を養成するに在ることと社会欺瞞への看板にほかならない。今日の全無産婦人にとって茶の湯や活け花がどう生活と関係あるのだ！十時間以上もぶっとうしに働いて文字通り麻の如くに疲れた体では縫う手を持ちながら自分の着物さえ縫い得ないで外へ出す有様じゃないか。であるから、凡ての教え事は女工各自の希望に任せ、放任して置こうものなら忽ち習い手が無くなってしまふ。之が實際だ」と論じている(『女工哀史』岩波文庫、1954年、p.240。旧漢字、仮名遣いは現代のそれに変更)。

「上」の本文中にも見たように、倉紡内の女子労働者への教育は、女子労働者自身に、歓迎はされていたようではある。しかし、労働者の経営、資本からの自立した人間としての成長を考える時、『女工哀史』が言うように、「茶の湯や活け花がどう生活と関係ある」のか、分からない。さらに、筆者は、当時、倉敷紡績内で女工教育等に使われたテキスト等を確認できていない。又、例えば、兼田麗子氏の先行研究でも「孫三郎は、労働者の人格を認めてその幸福を実現するという理念と教育を重視していたため、工場内に職工教育部や学校教育に見合う勉学を提供する場を設けた」と記されるにとどまっている(前掲『先駆者』、p.176)。城山三郎氏も同様である(前掲『わしの眼は十年先が見える』、p.109、152)。労働者の側からすれば、教育を受けられるだけでも有難かったため、内容は問わず、歓迎する態度となったのかもしれない。

これまでにも、本論文内で参考としてきたグラムシによれば、「ある政治階級のヘゲモニーとは、その階級が社会の他の諸階級に自らの道徳的、政治的、文化的価値を承認させるのに成功したことを意味していた」(J=ジョル著、河合秀和訳『グラムシ』岩波現代選書、1978年、p.136)。グラムシは、知識人と

は、一方では、「大衆に哲学とイデオロギーを与え、一般の人々が支配者の行動に疑念をさしはさまないように彼らに受け入れられる信念体系を供給することによって、支配階級が『ヘゲモニー』を行使できるようにする」(同上、p.125) 役割を有する、と論じている。本文中でも分析した「自修デー」等には、そうした性格があるように窺えることから、女子青年学校に見られる女工教育の場合には、「支配者の行動に疑念をさしはさむ」ことから、労働者側の認識をそらそうという性格があったかも知れない。1930年の棧敷よし子の反乱もそれを促す一要因となったかもしれない。その意味で「全無産婦人にとって茶の湯や活け花がどう生活と関係あるのだ！」という視点から、倉敷内の学校教育を再考することも必要であろう。また、そうした性格が無くても、支配者としての経営や資本の側から労働者が自立することを承認する教育は実施が困難であったのではないか。先にも述べたように教育内容が不明なので、断言はできないが、孫三郎の教育には、この辺りに限界があったと思われる。

なお、第4章で触れた大杉栄は、孫三郎と付き合いのあった安部磯雄を批判して、「資本主義そのものの代表者である資本家とその擁護者である政治家とに、資本主義の没落と労働階級の自主独立のために、全力を注いで労働者を教育しろと言う。冗談じゃない。それに、労働者のほうではもう、天降り式の教育などは懲り懲りだ」(大杉栄『大杉栄自叙伝』中公文庫、2001年、pp.47-48)と述べている。孫三郎が「労働階級の自主独立のために、全力を注いで労働者を教育」したとは思えないが、大杉のことは読む限り、安部磯雄-孫三郎には、「上」(資本家)が「下」(労農)に授けるという形では共通しているものがあるようにも思える。孫三郎が安部磯雄を講演させた理由として、一考してみる必要があるのではないか。

100) 浅野清、篠田武司両氏は「『市民社会』による『市場経済』のコントロール」を言いつつ、「『国家』と『市民社会』と二分法の上に立つと、『市場経済』のコントロールは『国家』による『市場経済』=『市民社会』のコントロールとして、理解、混同され、国家から自律した『市民社会』による『市場経済』のコントロールという視角が出てこない。こうした混同はいつでも発生しうる。したがって、この混同から逃れるためには、従来の『国家』と『市民社会』という二分法から、『市場経済』の領域=『ブルジョワ社会』と『国家』との中間領域として、『市民社会』を設定した三層構造を最低限定する必要がある」と論じている(浅野清、篠田武司「現代世界の『市民社会』思想」八木紀一郎他編著『復権する市民社会論』日本評論社、1998年、p.31、32)。浅野清、篠田武司両氏の議論にも、市場経済の市民社会によるコントロールという概念が見られるが、「成熟した市民社会」を構想したはずの孫三郎ではあったものの、「工場委員会」不設置の倉敷紡績の経営者たる孫三郎の思想にこうした概念があったかどうかは疑問である。また、序章でも既に紹介したように、マルクスによれば、資本主義国家は階級抑圧の手段であり、「『ブルジョワ社会』の主人公としての資本家・地主=『国家』又は両者の一体化」という図式にも換言できる。既に紹介した「倉敷市政研究会」はそうした図式への反発であったともとれるし、孫三郎又は大原家の倉敷地方政治への影響力は、「『ブルジョワ社会』の主人公としての資本家・地主=『国家』又は両者の一体化」という視角から、今後、研究されて良いのではないか。

101) 1929、30年は、恐慌やその影響下での合理化によって、労働争議が高揚し(木元進一郎「産業合理化運動と工場委員会」https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/4426/1/keieironshu_11_3_77.pdf#search)、政府レベルで、「工場委員会」法制化の動きが出ていた。1929年2月、第五六帝国議会に提出された「産業委員会法案」である(同上、p.87)。しかし、この法案の下での「工場委員会」は、「企業者ノ提案ヲ審議シ又ハ意見ヲ開陳スルモノトス」(第3条)という条文にあるように、「資本家の提案事項についてのみの単なる意見発表機関にすぎない」(同上、p.89)ものであった。「『産業委員会法案』」の意図は、まさに団体協約を排除し工場委員会を労働組合の『代行機関』として育成することによって、あいつぐ恐慌と合理化のもとでたかまりつつある労働組合運動を形骸化させ、あるいは、労働組合の結成を阻止しようとするものであった(同上、p.89)。この点は、1920年代初頭と変化ないと言えよう。この法案に、資本家勢力は、工場委員会は自発的設置が望ましく、法によって強制されるべきではない、時期尚早、労働運動に利用される等の理由から反対し、議会においては資本家の利害を反映した保守政党の反対に遭い、無産政党も、労働者の階級意識を麻痺させる、雇用者側の搾取をさらに悪化させる、労働者の階級意識を麻痺させる、墮落幹部の収容機関、として批判し、同法案は崩壊した。やがて、工場委員会は本文中に見る「産業報国会」に埋没し、戦前期の工場委員会の歴史は終わりを告げた(同上、pp.90-91)。

- 102) 全体主義とは、C = J = フリードリヒ等によって整理された概念で、①単一イデオロギー、②一党独裁、③秘密警察等の支配、④中央による統制経済、⑤情報の統制等に整理されている（篠原一他編『現代政治学入門（第2版）』有斐閣新書、1995年、p.207）。1940年には、日本では、戦争遂行というイデオロギーのため、大政翼賛会以外の政党は全て解党し、特高警察が支配し、国家総動員法が施行され、マスコミは検閲を受けていた（検閲については、荻野富士夫『特高警察』岩波新書、pp.105-108、参照）。全体主義の理論に該当する国家と化していたと言えよう。全体主義についての更なる詳細については、前掲『全体主義体制と権威主義体制』、pp.21-122、参照。
- 103) 広瀬隆『持丸長者 国家狂乱篇』ダイヤモンド社、2007年、p.405。以下、『国家狂乱篇』と略す。
- 104) 大河内一男『戦後日本の労働運動』岩波新書、1975年、p.28
- 105) 同上、p.29
- 106) 同上、p.30
- 107) 同上、p.30
- 108) 小越洋之助「戦前・戦時の社会政策史」荒又重雄他著『社会政策（1）理論と歴史』有斐閣新書、1979年、p.156
- 109) 前掲『国家狂乱篇』、p.413
- 110) 前掲『戦後日本の労働運動』、pp.30-31
- 111) 石川捷治他『時代のなかの社会主義』法律文化社、1992年、pp.40-41
- 112) 同上、p.41
- 113) 同上、p.41
- 114) 同上、p.41
- 115) 同上、p.33
- 116) 前掲『ポリアーキー』、p.307
- 117) 前掲『善意と戦略』、pp.61-66
- 118) 前掲『経営展開と社会貢献』、p.8
- 119) 前掲『大原総一郎』、pp.113-120、369-370
- 120) 前掲『大原総一郎』、pp.137-138
- 121) 同上、pp.384-385
- 122) 粕谷一希「解説」前掲『大原総一郎』、pp.386-387
- 123) 前掲『国家と革命』、p.163
- 124) 先に紹介した櫻田淳氏が言う、ビル＝ゲイツが活躍する米国の実態はどうか。東大卒業後、7年間、米国で生活し、米国に幻滅したという小林至氏によれば、一般の労働者の賃金は1973年を頂点として、下がり続けている。所得格差も拡がっている。貧富の格差が激しいとされる「中南米諸国ですら、貧富の格差は米国の一〇分の一程度」である。貧富の二極分化が進んでいるものの、「支配層が提唱するアメリカ・モデルについて行きさえすれば、規制緩和、民営化を進め、そして労働者から資本家へ所得をシフトしていけば、一時は苦しいかもしれないけれど、いずれ一般国民の生活水準が上がってくる」と信じられていた。しかし、結果として、労働者は好況の恩恵は受けられず、1999年現在、庶民の所得は、20年前よりも後退した。ビル＝ゲイツは「米国における下位六〇%（一億六〇〇〇万人）の年取すべてを合わせても届かない資産」を有している。税制は逆累進の傾向があり、庶民に厳しく、富裕層は優遇される。社会は二極化し、「貧困に端を発した無教養で反社会的な下層階級が作り出されている」。税制についても、富裕層優遇の主張が簡単に通ってしまう。米国は、民衆不在の寡頭政治の国家であり、民主主義が根付いていないと指摘されている。政治家は富裕層の味方であり、メディアも富裕層の味方である。富裕層の優遇（納税の低下）で税収全体を縮小することはできないので、削減分を政治的な力を持ってない他の庶民が負担する形になっている。このような調子では、それこそ、小浜逸郎氏が言うように「一般論として言えることですが、貧乏人に公共精神を持ってと要求することは無理なんですね。みんなその日を生きることで精一杯ですから」の状態になってしまう。そして、だからこそ、富裕層に政治、社会の舵取りを任せるべきだ、といった議論にもなる。櫻田、小浜両氏の対談はそうした性格を有しているとも言えるし、富裕層以外の人々が批判や不満の声を上げない、又は上げられないようにする必要があるだろう。このような状態が

続けば、一部の富裕層以外の人々は自身の労働力以外には労働市場において、売るものの無いプロレタリアート（無産階級）と化し、富裕層が生産手段を握る有産階級と化することで、階級闘争を惹起する可能性があろう。しかし、小林至氏に言わせれば、米国で豊かになれないのは個人の責任であり、社会制度等の責任ではないという思想が教育の下に施されているとされる。

さらに、小林氏は「私は共産主義者ではありませんが、米国の社会をみていると、『資本主義を追及すると、最終的には、資本家が富を独占し、労働者は、そのもとで搾取されるだけになる』というカール・マルクスの説は、正しいのではないかとすら思います」と述べている（以上の小林至氏の議論に関しては、『僕はアメリカに幻滅した』太陽企画出版、2000年、pp.29-81 参照）。

こうした状況の下で、「成熟した市民社会」を建設するのは不可能であろう。換言すれば、市民による政治経済の自主管理が不可能になるということであり、デモクラシーの窒息である。「ポリアーキー」概念の提唱者のダールによれば、

「ポリアーキーは、とりわけ極端な不平等によって傷つきやすい。

重要な価値の配分についての極端な不平等は、
競争政治やポリアーキーにとって悪い影響を及ぼす。

なぜならこのような事態は—

重要な政治資源の配分の極端な不平等と同じことになり、怒りと不満を生んで体制に対する忠誠心を弱めやすいからである」（前掲『ポリアーキー』、p.120）。

米国において、メディアが富裕層の手中にあるということは、ある種の「重要な価値の配分」の極端な不平等を意味しているようだが、同時に「客観的不平等を減少をしなくても、相対的剥奪感を減少するような対応によって価値剥奪された集団の間に、忠誠心を獲得できる場合もある」（前掲『ポリアーキー』、p.121）。

本文中で論じて来た孫三郎の労働者や農民に対する行いは「相対的剥奪感を減少するような対応によって価値剥奪された集団の間に、忠誠心を獲得」せんとする行為であり、それは自身の経営する工場や農地のみならず、第1章第2節で紹介したように、岡山県の政治をも掌握していたことから、既存の岡山県の政治をも「安定」させようというものであったのであろう。

この他、粕谷氏が言うような「有産階級の創出」やその為の税制を準備してよいのかどうか、疑問である。「重要な価値の配分についての極端な不平等は、競争政治やポリアーキーにとって悪い影響を及ぼす」からである。第7章第4節で論じたように、労農階級独裁が、民主化と解放をもたらさなかった以上、筆者は、本論文でも繰り返してきたように、（労働者、農民を含みつつ、階級独裁を排した）市民参加と異議申立てによる自主管理システムの構築が重要と考える。又、税制は、マルクス、エンゲルスも指摘したように、富裕層に多く納めさせる累進税（前掲『共産党宣言』、p.68）や粕谷氏が批判した相続税の実施等の政策で貧富の差の拡大を抑え、経済面から、「自主管理システム」の有効な機能に貢献できるようにすべきである。「成熟した市民社会」を自主管理としての民主主義等と位置づけるならば、孫三郎や大原家の問題に関しては、これらの点からも今後、批判的な研究が必要であり、格差社会が言われる昨今、それは、今日的な意味を持つのではないか。

なお、フェビアン主義においても、「租税などによる所得再分配や福祉政策で社会的公正は十分実現されてゆくものと考えられる傾向」があった（伊藤誠『現代の社会主義』講談社学術文庫、1992年、p.49）。この思想は、「日常的な政治運動と学習活動をつうじ社会主義を漸次的に実現しようとする方針にその特徴があった」（同上、p.47）。それは、政治的民主化が無ければ、実現できまい。そして、それは、労働者や農民への抑圧や懐柔とは対立すると筆者は考える。

（本学大学院博士後期課程修了者）